

日本語教育推進議員連盟第19回総会 式次第

令和5年9月27日（水）16時45分～17時45分

衆議院第一議員会館 1階 多目的ホール

一、開会（司会進行） 事務局長 里見 隆治

二、挨拶 会長 柴山 昌彦
会長代行 中川 正春

三、議事

①日本語教育機関認定法の施行に向けた検討状況

②関係省庁の概算要求（報告）

③日本語教育の体制強化の検討状況（報告）

④その他

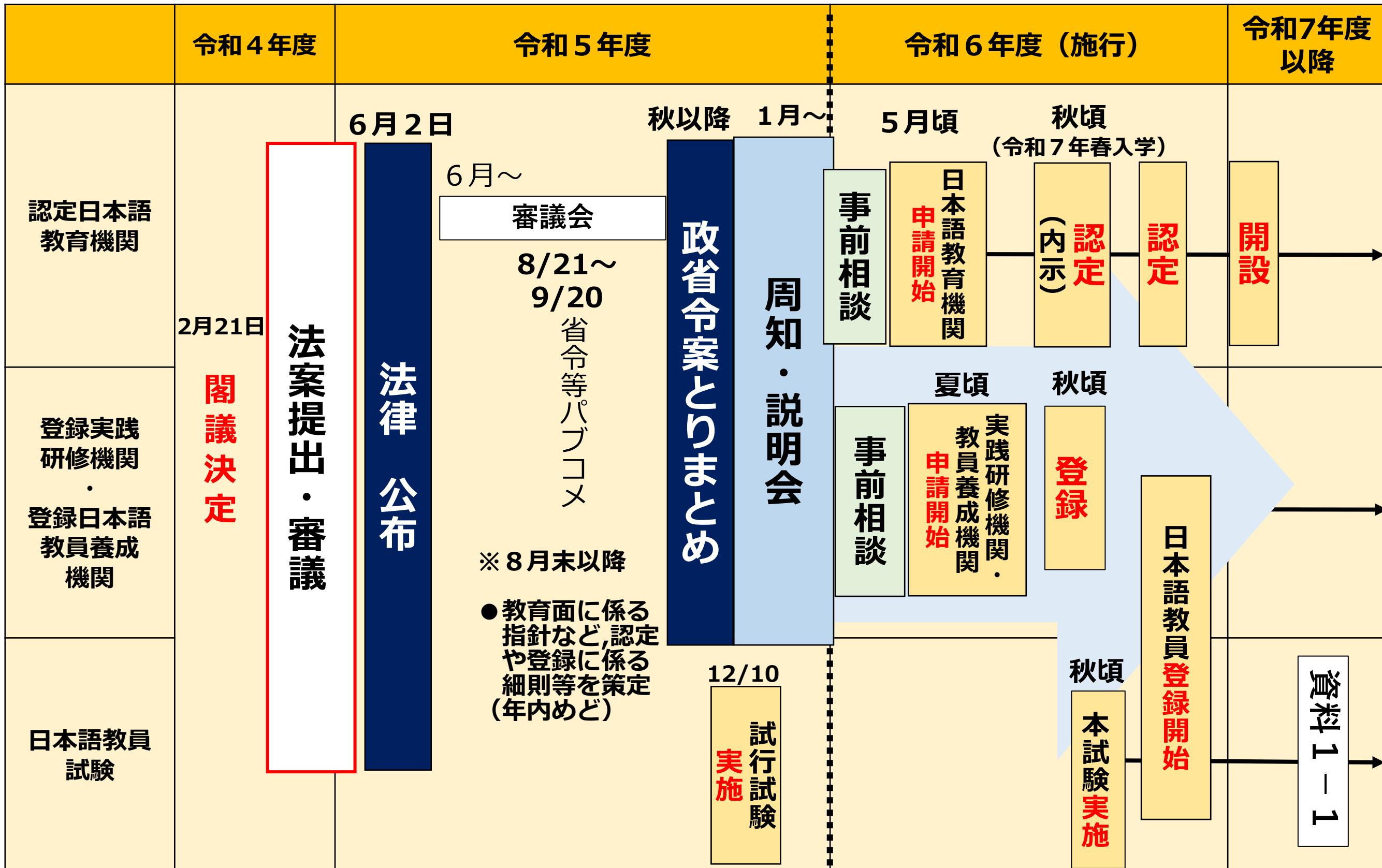
四、閉会

挨拶

副会長 浮島 智子

日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案 (令和5年8月下旬時点)

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。



1. 今後の主なスケジュール

令和5年	6月～	審議会において、省令案等を検討
	8月21日	
	～9月20日	省令等案のパブリック・コメントを実施 (30日間)
	8月末以降	省令等を踏まえ、 ・教育課程編成のための指針(案)(認定日本語教育機関) ・コア・カリキュラム(案)(登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関) ・審査における審議会の確認事項等、 認定や登録に係る細則等について審議会で検討
	秋頃	政令等パブコメ
	10月中	省令公布予定
	年内めど	認定や登録に係る細則等を策定予定
令和6年	1月以降	周知・説明
	4月1日	日本語教育機関認定法施行

2. 日本語教育機関認定法の省令等(案)全体像

○ 認定日本語教育機関認定基準の方向性(案)の概要

<p>I. 総則 ⇒趣旨、基本組織等</p> <p>II. 教員及び職員の体制 ⇒校長、主任教員、教員数等</p> <p>III. 施設及び設備 ⇒校地、校舎、教室、設備等</p>	<p>IV. 日本語教育課程 ⇒日本語教育課程の目的、修業期間、授業時数、授業科目、遠隔授業、生徒数、入国前準備講座等</p> <p>V. 学習上及び生活上の支援体制 ⇒生活指導担当者、健康診断、在留の継続に必要な支援体制等</p>
---	--

○ 日本語教育機関認定法施行規則の方向性(案)の概要

<p>I. 認定日本語教育機関 ⇒認定申請手続き、情報公表、点検評価、定期方向等</p> <p>II. 認定日本語教育機関の教員の資格</p> <p>1. 登録日本語教員 ⇒登録申請手続き等</p> <p>2. 日本語教員試験 ⇒試験の実施方法、試験の科目、受験手続き等</p>	<p>3. 実践研修 ⇒実践研修の科目、受講手続き等</p> <p>4. 指定試験機関 ⇒指定申請手続き、試験委員の要件、試験事務規程、事業計画等の認可、事業報告等</p> <p>5. 登録実践研修機関 ⇒登録申請手続き、指導者の要件、研修事務規程等</p> <p>6. 登録日本語教員養成機関 ⇒登録申請手続き、教授者の要件、養成業務規程等</p>
---	---

3. 今後の主な論点と方向性

※下線部分が文科省令等案関係の事項

<認定日本語教育機関>

○ 日本語教育機関の認定

- 機関が設置する課程の目的に応じ、「留学」、「就労」、「生活」の教育課程を認定。
(修業期間は原則1年以上(1年で760単位時間以上)。日本語習得レベルは、「留学」を日本語教育の参照枠B2相当以上、「就労」「生活」をB1相当以上。この他、日本語習得レベルや学習時間(380単位時間の履修)等、一定の要件を満たす場合は6か月の課程を置くことが可能。)
- 認定日本語教育機関でのオンライン授業については、「就労」、「生活」分野は総授業時数の3/4の範囲で可能(「留学」は感染症や災害時の非常時のみ)。
- 「就労」、「生活」分野は企業や地方公共団体等と連携し校舎以外の場所で授業実施が可能。
- 正規の課程と別に、海外向けの日本語教育の講座(オンラインを想定)を置くことが可能。
- 教員数は、課程の収容定員20人に1人以上(各機関の最低数3人)。本務等教員数は、課程の収容定員40人に1人以上(告示基準においては、平成28年7月より収容定員60人に1人以上とされている)。

○ 教育内容・方法等の確認について

- 教育課程編成のための指針、その他、確認にあたって必要な観点など、審議会において8月末以降、検討、年内とりまとめ予定。それらを踏まえ、教育課程の体系性、担当教員等を確認。

○ 在留資格「留学」による生徒受入れの在留管理上の対応について

- 日本語教育機関への認定に際して、法務大臣への協議等を通じて、在留管理上の基準の遵守を求める。
法務省告示校等の具体的な経過措置在り方を検討。

○ 多言語情報発信サイトの構築

- 日本語教育機関認定法ポータル(認定、登録などの申請受付システムや情報掲載等の機能を備えた多言語情報発信サイト)を年明けから試行、令和6年4月から開始予定。

<登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関、登録日本語教員>

○ 日本語教員試験について

- 令和5年12月10日に試行試験を実施予定。
本試験について、実施方法(筆記)、出題範囲(5科目から構成)を明記。
令和6年度は1回実施。次年度以降は実施回数や会場数の増等を検討。

○ 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関について

- 登録実践研修・養成課程の申請、科目・指導時間数、目標設定等のためのコア・カリキュラム、その他、確認にあたって必要な観点など、審議会において8月末以降検討、年内とりまとめ。これらを踏まえ、実践研修・養成課程の体系性、担当教員等を確認。

○ 登録日本語教員について → 登録等の申請など諸手続き等について具体化。

○ 登録日本語教員の経過措置について

- 法務省告示校、大学別科等の日本語教員は、経過措置期間(5年)は認定機関で勤務可とする。
- 現行の告示基準を満たす現職教員(1年以上)や、一定の要件を満たす大学等の養成課程を修了した者に対し、講習も活用しつつ、試験の全部又は一部(民間試験合格者は基礎試験及び応用試験、過去の養成課程修了者は基礎試験)や実践研修を免除。

<制度活用、体制強化>

○ 制度活用促進のための方策の具体化

- 関係省庁と連携しつつ、制度概要や今後のスケジュール等を周知(令和5年6月以降)。
- 認定機関、登録日本語教員の活用を施行時期にあわせて順次、具体化。

○ 日本語教育の政府における体制強化 → 関係省庁が一体となって制度運用を進める体制を整備。



認定日本語教育機関に関する 省令等の案について

注：資料中「※」は省令等の解釈を示したものであり、省令等に直接記載する内容ではない。

日本語教育機関認定法の省令等（案）全体像



認定日本語教育機関認定基準の方向性（案）の概要

I. 総則

⇒ 趣旨、基本組織等

II. 教員及び職員の体制

⇒ 校長、主任教員、教員数等

III. 施設及び設備

⇒ 校地、校舎、教室、設備等

○個別機関の認定にあたっては、法務大臣へ協議を実施

IV. 日本語教育課程

⇒ 日本語教育課程の目的、修業期間、授業時数、授業科目、遠隔授業、生徒数、入国前準備講座等

V. 学習上及び生活上の支援体制

⇒ 生活指導担当者、健康診断、在留の継続に必要な支援体制等

日本語教育機関認定法施行規則の方向性（案）の概要

I. 認定日本語教育機関

⇒ 認定申請手続き、情報公表、点検評価、定期報告等

II. 認定日本語教育機関の教員の資格

1. 登録日本語教員

⇒ 登録申請手続き等

2. 日本語教員試験

⇒ 試験の実施方法、試験の科目、受験手続き等

3. 実践研修

⇒ 実践研修の科目、受講手続き等

4. 指定試験機関

⇒ 指定申請手続き、試験委員の要件、試験事務規程、事業計画等の認可、事業報告等

5. 登録実践研修機関

⇒ 登録申請手続き、指導者の要件、研修事務規程等

6. 登録日本語教員養成機関

⇒ 登録申請手続き、教授者の要件、養成業務規程等

I. 総則

- 認定基準は認定を受けるのに最低の基準。日本語教育について不断の見直しを行い、水準の維持向上に努めること。
- 認定の審査は、「留学」分野の課程、「就労」分野の課程、「生活」分野の課程の別に行う。
- 大学・専修・各種学校等の日本語教育課程以外の課程を置く機関は、日本語教育を実施するための基本組織を置くこと。

Ⅱ. 教員及び職員の体制

○校長を置くこと（複数機関兼ねる場合は副校長を置くこと。）。

● 主な要件：認定機関の運営に関し必要な見識、教育に関する業務の原則 5 年以上の経験、社会的信望を有すること

※機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、学長、センター長など呼称は問わない。

○教員数は、課程の収容定員20人に1人以上（各機関の最低数3人）。

○本務等教員数は、課程の収容定員40人に1人以上（各機関の最低数2人）。ただし、大学又は専門課程を置く専修学校が認定を受ける場合で、当該大学又は専門課程を置く専修学校の日本語教育課程以外の教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合、課程の収容定員40人以下の際の最低数を1人とする。

●「本務等教員」とは、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営について責任を担う教員であって、専ら当該認定日本語教育機関の教育に従事するもの、又はこれと同等以上の業務を担当し、かつ、本務として当該認定日本語教育機関の教育に従事するものを指す。

※具体的な教員が本務等教員に当たるかどうかは、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断する。

※上記「責任を担う」とは、例えば日本語教育課程の運営の場合、教育課程の運営の責任者である必要はなく、課程の編成会議に参加するなど、運営の一端を担っていることを指す。

※教員及び本務等教員の数は、例えば、1年の課程、1年半の課程、2年の課程など課程が増加するごとに、各課程の収容定員数に応じて増加させる必要がある。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）②

○本務等教員のうちから主任教員を置くこと。

- 主な要件：教育課程編成や他の教員の指導に必要な知識・技能、本務等教員の3年以上の経験、社会的信望を有すること

※コーディネーターなど各機関における呼称は問わない。

○教員1人当たりの担当授業時数は週25単位時間以内。

○事務を統括する職員を置くこと。

○情報公表や自己点検評価等を実施するための体制を備えること。

○授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制を備えること。

※上記研修には、機関内外での研修に加え、機関内で初任者等を対象とした組織的・計画的なOJTなども含む。

Ⅲ. 施設及び設備

- 校地及び校舎の位置は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。
- 校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有、かつ、負担付きでないか、以下のいずれかに相当するものであること。
 - ①国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
 - ②校地の半分以上が自己所有で、その他の部分について設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
 - ③専修学校、各種学校であること
 - ④設置者が国、自治体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①～③と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること
- 校舎は、教室・教員室・事務室・図書室・保健室等を設けること。
- 校舎面積は、115㎡以上かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上。校舎は、各校舎間の概ね実距離800m以内、かつ、3カ所以内。
- 校舎は、自己所有かつ負担付きでないか、それに相当するもの（上記校地と同様）であること。
- 教室は、必要な数・環境を備え、机・椅子・黒板等を備え、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上。
- 必要な種類及び数の視聴覚機器、図書等を備えること。

IV. 日本語教育課程

- 日本語教育課程は、各課程の目指す「留学」の目的に沿った日本語能力を習得させることを目的とすること。B2以上の課程を1つ以上置くこと。
- 修業期間は1年以上。ただし、以下のいずれにも該当する課程は6か月以上でも可とする。
 - ①他にB2以上、かつ、修業期間1年以上の課程を置いている機関が設置する課程であること
 - ②B2以上を目標に設定していること
 - ③授業時数が380単位時間以上であり、かつ、卒業要件として380単位時間以上の授業科目の履修を要件としていること
 - ④生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であると認められる機関が置く課程であること
- 修業期間の始期・終期は校長が定める。始期は年4回以内。終期は大学等の入学時期等を勘案して適切に定める。
- 1年の授業を行う期間は、原則35週にわたること。
- 授業時数は、1年にわたり760単位時間以上（1単位時間は45分以上）。ただし、認定機関が大学又は専門課程を置く専修学校である場合、以下のいずれにも該当する日本語教育課程以外の科目を履修させることで、160単位時間を上限に、上記最低授業時数を減することができる。
 - ①アカデミック・ジャパニーズの修得に資する科目など、履修することにより学部や学科での学修における日本語の言語運用能力の涵養に繋がる内容の科目（学部等の基礎科目、初年次教養科目等）であること
 - ②認定機関内において日本語教育課程との体系制を考慮して実施されるものであること
 - ③登録日本語教員が当該科目の補助者として生徒への支援に当たること

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）⑤

- 1週間当たり20単位時間以上、原則AM8:00～PM6:00に授業を実施すること。
- 各課程の目的及び目標に応じ、適切な授業科目を、生徒のレベルに応じて体系的に開設すること。
 - ※ 各課程の目標にかかわらず、個別の生徒のレベルに応じ、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本語能力の習得に向けた指導をすることができる。
- 課程全体の中で「聞く」・「読む」・「話す（会話）」・「話す（発表）」・「書く」のすべてを盛り込むこと。
- 各授業科目は、担当能力のある教員が行い、適切な教材を用いて開設されること。
- 上記授業時数以上の日本語教育に加え、専門教育等の科目を一定の制限の範囲内で開設可能。
 - ※ 上記専門教育等は登録日本語教員以外が担当可能であり、同時に授業を行う生徒数なども柔軟な対応が可能。
- 修了の要件は、760単位時間（注）×修業期間の年数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること。注：大学又は専修学校である認定機関が最低授業時数を減じた場合はその単位時間数
- 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
 - ※ 感染症の拡大や災害時等において、対面による授業が困難な場合、臨時的な措置として、対面に相当する効果を有する遠隔授業を実施することは問題ない。
 - ※ 対面授業にゲストスピーカー等がオンラインで参画することは妨げない。
- 収容定員数は、以下に定める要件を満たして適切に定めること。
 - 新規の機関は当初100人以下、以降隔年ごとに1.5倍まで増加可（実員が定員の8割以上いること、生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であることが要件）。
 - 現行の法務省告示機関は現有の、また、一定の確認を経た大学については実績を踏まえた収容定員数を認める。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）⑥

- 原則、機関が設置する「留学」の課程全体の収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。
 - ※例えば、1年の「留学」の課程（収容定員50人）と2年の「留学」の課程（収容定員50人）を置く場合、実員としては、1年の課程に70人、2年の課程に30人でも合計は100人のため問題ない。ただし、入学（入国）の時点で各生徒がどの課程に入るか確定させる必要がある。また、ある課程の実員が収容定員を上回ったことにより当該課程のクラス数が増加する場合等にはその分の教室等の施設や設備が必要となることに留意が必要。
- 同時に授業を行う生徒数は20人以下。ただし、生徒の日本語能力、教室の広さ等の施設・設備の環境に照らして、教育に支障がない講義形式により行う授業はこの限りでない。
- 入学者の募集に当たり、情報の提供を適切な方法により正確・確実に行うこと。
- 入学を希望する者の能力を確認するための試験等により、入学者選抜を行うこと。
- 機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。（通知等で明示化）
 - ※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。

※各認定日本語教育機関が上記を満たすかどうかは、今後策定するコアカリキュラム（仮称）を参照して判断する。

V. 学習上及び生活上の支援体制

- 母語支援等の学習に困難を抱える生徒の支援のために必要な体制を整備すること。
 - ※機関内での体制を整備した上で、地域の関係機関との連携や、ICTを活用した母語支援等も活用可能。
- 生徒の出席状況を的確に把握し、指導する体制を整備すること。
- 災害等で教育を継続することが困難な事態に備え、転学支援の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置を講じていること。
- 生活指導や進路指導を担う生活指導担当者を置くこと。
 - ※生活指導には、行政等の適切な相談窓口へつなぐ役割を含む。
- 健康診断を行い、その他保健に必要な措置を講じること。
- 生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制を整備すること。

Ⅱ. 教員及び職員の体制

- 校長を置くこと（複数機関兼ねる場合は副校長を置くこと）。
 - 主な要件：認定機関の運営に関し必要な見識、教育に関する業務の原則 5 年以上の経験、社会的信望を有すること
 - ※ 機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、センター長、機関長など呼称は問わない。
- 教員数は、課程の同時に授業を受ける生徒20人に 1 人以上（各機関の最低数 3 人）。
- 本務等教員数は、課程の同時に授業を受ける生徒40人に 1 人以上（各機関の最低数 2 人）。ただし、大学又は専門課程を置く専修学校が認定を受ける場合で、当該大学又は専門課程を置く専修学校の日本語教育課程以外の基幹教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合、課程の収容定員40人以下の際の最低数を 1 人とする。
 - 「本務等教員」とは、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営について責任を担う教員であって、専ら当該認定日本語教育機関の教育に従事するもの、又はこれと同等以上の業務を担当し、かつ、本務として当該認定日本語教育機関の教育に従事するものを指す。
 - ※ 具体的な教員が本務等教員に当たるかどうかは、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断する。
 - ※ 上記「責任を担う」とは、例えば日本語教育課程の運営の場合、教育課程の運営の責任者である必要はなく、課程の編成会議に参加するなど、運営の一端を担っていることを指す。
 - ※ 教員及び本務等教員の数は、例えば、1 年の課程、1 年半の課程、2 年の課程など課程が増加するごとに、各課程の収容定員数に応じて増加させる必要がある。

- 本務等教員のうちから主任教員を置くこと。
 - 主な要件：教育課程の編成・他の教員の指導・関係者との連携に必要な知識・技能、本務等教員の3年以上の経験、社会的信望を有すること
 - ※コーディネーターなど呼称は問わない。
- 教員1人当たりの担当授業時数は週25単位時間以内。
- 事務を統括する職員を置くこと。
- 情報公表や自己点検評価等を実施するための体制を備えること。
- 授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制を備えること。
 - ※上記研修には、機関内外での研修に加え、機関内で初任者等を対象とした組織的・計画的なOJTなども含む。

Ⅲ. 施設及び設備

- 校地及び校舎の位置は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。
- 校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有、かつ、負担付きでないか、以下のそれに相当するものであること。
 - ①国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
 - ②校地の半分以上が自己所有で、その他の部分が機関が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
 - ③専修学校、各種学校であること
 - ④設置者が国、自治体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①～③と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること
- 校舎は、教室・教員室・事務室・図書室・保健室等を設けること。ただし、図書室・保健室は近隣の図書館や病院等との連携で代替できる。
- 校舎面積は、115㎡以上かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上。校舎は、各校舎間の距離800m以内、かつ、近隣で3カ所以内。
- 校舎は、自己所有かつ負担付きでないか、それに相当するもの（上記校地と同様）であること。
- 教室は、必要な数・環境を備え、机・椅子・黒板等を備え、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上。
- 必要な種類及び数の視聴覚機器、図書等を備えること。

- 以下の要件を満たし、企業や地方公共団体等の他者と連携して授業を行う場合、当該授業を校舎以外の場所で恒常的に実施可能。
- ①校舎以外の場所が教室の要件を満たすこと
 - ②連携する他者と設置者との間で教育課程、点検評価及び情報公表等での連携、事故対応等の施設・設備運営等に関する協定等を締結していること
 - ③教員が遠隔地から授業を行う場合、遠隔授業の要件を満たすとともに、校舎以外の場所に指導補助者を配置し、かつ、必要な視聴覚機器等の設備を備えること

IV. 日本語教育課程

- 日本語教育課程は、「就労」、「生活」に必要な日本語能力を習得させることを目的とすること。
「留学」の課程を置かない場合はB1以上の課程を1つ以上置くこと。
- 「就労」・「生活」の課程の修業期間は、目的に照らし適切に定めることができ、個々の生徒は修業期間の一部の履修可。
- 修業期間の始期・終期は校長が定める。
- 「就労」の課程・「生活」の課程の授業時数は、B1の課程においては350時間以上、A2の課程においては200時間以上、A1の課程においては100時間以上。※単位時間ではない
- 各課程の目的及び目標に応じ、適切な授業科目を、生徒のレベルに応じて体系的に開設すること。
※各課程の目標にかかわらず、個別の生徒のレベルに応じ、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本語能力の習得に向けた指導をすることができる。
- 課程全体で「聞く」・「読む」・「話す（会話）」・「話す（発表）」・「書く」のすべてを盛り込むこと。
- 各授業科目は、担当能力のある教員が行い、適切な教材を用いて開設されること。
- 上記授業時数以上の日本語教育に加え、専門教育等の科目を一定の制限の範囲内で開設可能。
※上記専門教育等は登録日本語教員以外が担当可能であり、同時に授業を行う生徒数なども柔軟な対応が可能。
また、例えば、「就労」の課程と併せて生徒の業務内容に関する教育を専門教育等として実施することも考えられる。
※授業科目の内容の策定に当たっては、「V. 学習上及び生活上の支援体制」で求められる事業主等や地方公共団体等との連携の中で、学習ニーズを踏まえた内容を設定することが考えられる。
- 修了の要件は、個々の生徒の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）⑥

- 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 対面に相当する効果がある同時双方向の遠隔授業を総授業時数の3 / 4まで実施可。
- 収容定員数は、以下に定める要件を満たして適切に定めること。
 - 新規の機関は当初100人以下、以降隔年ごとに1.5倍まで増加可（実員が定員の8割以上いることが要件）。
 - 現行の法務省告示機関や大学、その他文部科学大臣が教育に支障がないと認める既存の日本語教育機関については、
現有的収容定員数を認める。
- 原則、機関が設置する「就労」の課程全体、「生活」の課程全体ごとの収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。
- 同時に授業を行う生徒数は20人以下。ただし、生徒の日本語能力、教室の広さ等の施設・設備の環境に照らして、教育に支障がない講義形式により行う授業はこの限りでない。
- 入学者の募集に当たり、情報の提供を適切な方法により正確・確実に行うこと。
- 機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。（通知等で明示化）
 - ※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。

※各認定日本語教育機関が上記を満たすかどうかは、今後策定するコアカリキュラム（仮称）を参照して判断する。

V. 学習上及び生活上の支援体制

○学習に困難を抱える生徒の支援のために母語支援等の必要な体制を整備すること。

※機関内での体制を整備した上で、地域の関係機関との連携や、ICTを活用した母語支援等も活用可能。

○生徒の出席状況を的確に把握し、指導する体制を整備すること。

○災害等で教育を継続することが困難な事態に備え、転学支援の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置を講じていること。

○生徒の生活上の支援のため、情報提供や他機関との連携を行うための体制を有すること。

※上記には、行政等の適切な相談窓口へつなぐことやキャリア支援等を含む。

○「就労」の課程を置く機関は、外国人を雇用する事業主等と連携して教育課程を編成する等の相当の実績に基づいて、それらの者と連携体制をつくること。

○「生活」の課程を置く機関は、地方公共団体等と連携して教育課程を編成する等の相当の実績に基づいて、それらの者と連携体制をつくること。

※上記連携体制として、機関の主任教員等が、産業界のニーズや地域の生活者の学習ニーズを踏まえて教育課程を設定するコーディネーターとしての役割を果たすこと等が考えられる。

情報公表に関する規定（案）

【国による認定日本語教育機関の公表】

- ✓ 設置者の氏名及び住所（法人は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ✓ 認定を受けた日本語教育機関の名称及び所在地
- ✓ 認定の年月日
- ✓ 教員及び職員の体制の概要
- ✓ 日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数
- ✓ 授業料等の機関が徴収する費用
- ✓ 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

【認定日本語教育機関による情報の公表】

- ✓ 設置者の氏名及び住所（法人は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ✓ 認定日本語教育機関の名称及び所在地
 - ✓ 日本語教育課程の授業科目及びその内容
 - ✓ 生徒、教員及び職員の数
 - ✓ 授業料その他の認定日本語教育機関が徴収する費用
- ※その他認定日本語教育機関の設置者が必要と認める事項（日本語教育機関の開設年月日など）

その他の主な論点への対応（自己点検評価等）（案）

自己点検評価等に関する規定（案）

【点検及び評価】

- 認定日本語教育機関が法律上義務づけられている自己点検・評価の実施公表については、次に掲げる項目を設定し、毎年1回以上、適当な体制を整えて行うものとする。
 - ✓ 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標の達成状況に関すること
 - ✓ 教員及び職員の組織運営に関すること
 - ✓ 施設及び設備に関すること
 - ✓ 日本語教育課程の編成及び実施に関すること
 - ✓ 卒業の認定及び学習の成果に関すること
 - ✓ 生徒への学習上及び生活上の支援に関すること
 - ✓ 教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
 - ✓ 財務に関すること（入学者の募集や生徒の入学手続きの支援等を行う者に対して支払った仲介料等の手数料の状況を含む。）
- ※上記のほか、日本語教育の実施状況に関し認定日本語教育機関の設置者が必要と認める事項

【第三者評価】

- 認定日本語教育機関は、その教育水準の向上に資するため、自己による点検及び評価に加え、日本語教育の実施状況について、相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めることとする。

その他の主な論点への対応（定期報告等）（案）

定期報告等に関する規定（案）

【定期報告】 ※報告の概要を文部科学大臣が公表

- 定期報告は、次に掲げる事項（「就労」「生活」は、進路・就職等の状況を除く。）を記載した報告書を文部科学大臣に毎年提出することにより行うものとする。
 - ✓ 教員及び職員の体制の整備状況
 - ✓ 施設及び設備の整備状況
 - ✓ 日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況
 - ✓ 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況
 - ✓ 入学者の数及び在学する生徒の数
 - ✓ 生徒の授業への出席率
 - ✓ 卒業した者の数、退学した者の数及びそのうち履修した日本語教育課程の目標の日本語能力を達成した者の数、進学者数、就職者数、その他就職等の状況
 - ✓ 学習の成果（卒業時における生徒の日本語能力を含む。）、その評価の実施、卒業の基準の策定の状況

※なお、「留学」の課程を置く機関については、現行の法務省告示機関が出入国在留管理庁へ報告を求められている、生徒の出席状況や資格外活動の状況等について、在留管理の観点から、引き続き同等の内容の報告が求められる予定。

【帳簿】

- 認定機関は、時間割、教員名簿、生徒の学習状況の記録、入学者募集や入学者選抜、財務状況、健康診断（「就労」「生活」は除く。）等について帳簿を作成し、5年間保存する。ただし、入学、卒業等の学籍に関する記録については、20年間保存する。

その他の主な論点への対応（経過措置）（案）

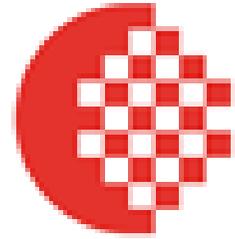
認定日本語教育機関で日本語教育を担当する教員の経過措置に関する規定（案）

- 次のいずれかに該当する者は、5年の経過措置期間（令和11年3月31日までの期間）は、登録日本語教員の資格がない場合でも、認定日本語教育機関に教員として勤務できる。
- ①日本語教員養成の420単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - ②日本語教育に関する大学（外国の大学を含む。）の単位を26単位以上修得し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - ③公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
 - ④平成31年4月1日以後において、法務省告示機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関で日本語教育に1年以上従事した経験を有する者

その他の主な論点（申請書等）（案）

日本語教育機関の認定の申請書等に関する規定（案）

- 認定の申請時に提出を求める書類は、次のとおりとする（設置者が国・地方公共団体等の場合は一部を除く。）。
 - ① 設置者の資産及び負債の状況を示す書類
 - ② 事業計画並びに経費の見積り及び維持方法に関する書類
 - ③ 設置者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名及び経歴を記載した書類
 - ④ 設置者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
 - ⑤ 認定に係る日本語教育課程の実施以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - ⑥ 教員及び職員の体制並びに校長（副校長を含む。）、教員、事務を統括する職員及び留学のための課程を置く認定日本語教育機関にあっては生活指導担当者の資格及び経歴を記載した書類
 - ⑦ 校地・校舎等の土地・建物の概要を記載した書類・図面、土地・建物の登記事項証明書等
 - ⑧ 設備の概要を記載した書類
 - ⑨ 日本語教育課程の内容を記載した書類 ⑩ 教材の一覧表 ⑪ 入学者の募集及び選抜に関する書類
 - ⑫ 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要を記載した書類
 - ⑬ その他文部科学大臣が必要と認める書類
- 上記に掲げる書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 申請書への記載事項は、次のとおりとする（留学の課程を置かない機関は⑧を除く。）。
 - ① 日本語教育機関の基本理念、目的及び目標
 - ② 校長 ③ 教員の体制 ④ 事務を統括する職員
 - ⑤ 校地及び校舎
 - ⑥ 日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数
 - ⑦ 授業料その他の日本語教育機関が徴収する費用
 - ⑧ 生活指導担当者
 - ⑨ 学則（教育課程の修業期間、学期、授業日時数等、学習の評価・修了の要件、収容定員、教員・職員の体制、入学・退学・転学・休学・卒業、授業料・入学料その他の費用徴収及び返還、賞罰、寄宿舎、健康診断等について記載）



文化庁



文化庁

登録実践研修機関・登録日本語教員 養成機関に関する省令等の案について

注：資料中「※」は省令等の解釈を示したものであり、省令等に直接記載する内容ではない。

認定日本語教育機関認定基準の方向性（案）の概要

- I. 総則**
 - ⇒ 趣旨、基本組織等
- II. 教員及び職員の体制**
 - ⇒ 校長、主任教員、教員数等
- III. 施設及び設備**
 - ⇒ 校地、校舎、教室、設備等
- IV. 日本語教育課程**
 - ⇒ 日本語教育課程の目的、修業期間、授業時数、授業科目、遠隔授業、生徒数、入国前準備講座等
- V. 学習上及び生活上の支援体制**
 - ⇒ 生活指導担当者、健康診断、在留の継続に必要な支援体制等

日本語教育機関認定法施行規則の方向性（案）の概要

- I. 認定日本語教育機関**
 - ⇒ 認定申請手続き、情報公表、点検評価、定期報告等
- II. 認定日本語教育機関の教員の資格**
 - 1. 登録日本語教員**
 - ⇒ 登録申請手続き等
 - 2. 日本語教員試験**
 - ⇒ 試験の実施方法、試験の科目、受験手続き等
 - 3. 実践研修**
 - ⇒ 実践研修の科目、受講手続き等
- 4. 指定試験機関**
 - ⇒ 指定申請手続き、試験委員の要件、試験事務規程、事業計画等の認可、事業報告等
- 5. 登録実践研修機関**
 - ⇒ 登録申請手続き、指導者の要件、研修事務規程等
- 6. 登録日本語教員養成機関**
 - ⇒ 登録申請手続き、教授者の要件、養成業務規程等

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録手順

- 登録日本語教員の養成を希望する大学、専修学校、各種学校、その他教育機関が文部科学省に登録を申請。
- 一機関が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を申請し、登録を受けることも可能。
- 審査は審議会において、登録要件、研修事務規程の認可の可否、養成業務規程の変更命令の可否を審査。
- なお、登録日本語教員養成機関で養成課程を修了した者も登録実践研修機関で実践研修の修了が必要。
※登録日本語教員養成機関が養成課程と併せて教育実習を実施する場合、登録実践研修機関の登録を受け、実践研修として位置づけることとなる。

※一機関が両方の登録を受け、実践研修と養成課程を一体的に実施することも可能。

文部科学省 審議会

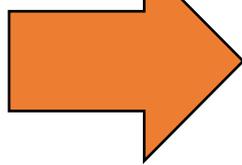
登録実践研修機関の登録

- 登録要件の確認
 - ・省令で定める科目を実施しているか
 - ・科目の指導時間数が省令で定める時間数以上か
 - ・指導者が省令で定める資格・経験を有しているか
- 研修事務規程の認可の審査

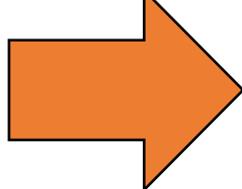
登録日本語教員養成機関の登録

- 登録要件の確認
 - ・省令で定める科目を実施しているか
 - ・科目の授業時間数が省令で定める時間数以上か
 - ・教授者が省令で定める資格を有しているか
- 養成業務規程について変更命令の可否を審査

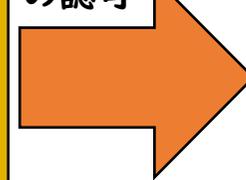
登録実践研修
機関の登録の
申請



登録日本語教員
養成機関の
登録の申請



登録実践研修
機関の登録
研修事務規程
の認可



登録日本語教員
養成機関の登録
養成業務規程の
届出受理



登録実践
研修機関
として実
践研修を
実施

登録日本
語教員養
成機関と
して養成
課程を実
施

大学、専
修学校、
各種学校、
その他教
育機関

大学、専
修学校、
各種学校、
その他教
育機関

登録実践研修機関の登録の申請書等に関する規定（案）

- 登録実践研修機関の登録の申請時の提出書類は、次のとおりとする。
 - ① 法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人を除く。）
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - ② 個人である場合には、住民票の写し及び履歴書
 - ③ 実践研修に関する次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 実践研修において実施する科目、各科目の内容及び時間数
 - ロ 教壇実習機関の概要
 - ハ 実践研修の指導を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目
 - ニ その他文部科学大臣が必要と認める事項
 - ④ 実践研修の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 申請書の記載事項は、研修事務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地、研修事務を開始しようとする年月日とする。

登録日本語教員養成機関の登録の申請書等に関する規定（案）

- 登録日本語教員養成機関の登録の申請時の書類は、次のとおりとする。
 - ① 法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類
 - イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人を除く。）
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - ② 個人である場合においては、住民票の写し及び履歴書
 - ③ 養成課程に関する次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 養成課程において実施する科目、各科目の内容及び時間数
 - ロ 養成課程の科目の授業を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目
 - ハ その他文部科学大臣が必要と認める事項
 - ④ 養成課程の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 申請書の記載事項は、養成業務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地、養成業務を開始しようとする年月日とする。

実践研修の科目・指導時間数に関する規定（案）

○実践研修においては、以下を取扱うこととする。

- ① オリエンテーション
- ② 授業見学
- ③ 授業準備
- ④ 模擬授業
- ⑤ 教壇実習
- ⑥ 実践研修全体総括

※上記は、各機関での授業科目の設定方法をしばるものではなく、例えば、大学において1つの授業科目の中でこれら全ての内容を扱う方法により実施することも可能。

○実践研修の指導時間は、45単位時間（1単位時間は45分以上。※大学の単位に換算すると1単位）以上とする。

養成課程の科目・授業時間数に関する規定（案）

○養成課程においては、以下を取扱うこととする。

- ① 社会・文化・地域基礎
- ② 言語と社会基礎
- ③ 言語と心理基礎
- ④ 言語と教育基礎
- ⑤ 言語基礎

※上記は、各機関での授業科目の設定方法をしばるものではなく、例えば、大学において1つの授業科目の中でこれらの内容に跨がる内容を扱う方法により実施することや、1つの内容を複数の授業科目で実施することも可能。

○養成課程の授業時間は、375単位時間（1単位時間は45分以上。※大学の単位に換算すると25単位）以上とする。

実践研修の指導者に関する規定（案）

○実践研修の指導者の要件は以下のいずれかとする。

- ① 日本語教育に係る学位（学士・修士・博士（学士（専門職）・専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者で、かつ、日本語教育に関する研究業績を有する者
- ② 日本語教育に係る学位（学士・修士・博士（学士（専門職）・専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者で、かつ、大学・専修学校・各種学校・その他教育機関で登録日本語教員又は登録日本語教員となることを希望する者を対象とした研修・授業を1年以上担当した者
- ③ 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、大学・専修学校・各種学校・その他教育機関で登録日本語教員又は登録日本語教員となることを希望する者を対象とした研修・授業を1年以上担当した者
- ④ 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、認定日本語教育機関で日本語教育に3年以上従事した者

※ 経過措置期間中は、②の登録日本語教員は他の日本語教員でも可とし、③④の登録日本語教員の登録は現行告示基準の教員要件を満たす者でも可とし、④の認定日本語教育機関は法務省告示機関や大学でも可とする。

※ 上記は省令で定める最低要件であり、個別の機関に配置される教員の妥当性は登録の審査で確認する。

養成課程の教授者に関する規定（案）

○養成課程の教授者の要件は以下のいずれかとする。

- ① 養成課程の科目に係る学位（修士・博士（専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ② 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、学士の学位（学士（専門職）を含む。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者

※ 経過措置期間中は、②の登録日本語教員は他の日本語教員でも可とする。

※ 上記は省令で定める最低要件であり、個別の機関に配置される教員の妥当性は登録の審査で確認する。

研修事務規程の記載事項に関する規定（案）

- 登録実践研修機関が策定する研修事務規程の記載事項は、次のとおりとする。
 - ① 研修事務を行う時間及び休日に関する事項
 - ② 実践研修の実施体制に関する事項
 - ③ 研修事務を行う事務所に関する事項
 - ④ 教壇実習機関に関する事項
 - ⑤ 実践研修の日程及び公示方法に関する事項
 - ⑥ 実践研修の受講の申請に関する事項
 - ⑦ 実践研修の修了の要件に関する事項
 - ⑧ 修了証書の交付及び再交付に関する事項
 - ⑨ 手数料の収納の方法に関する事項
 - ⑩ 実践研修に係る経費の維持方法に関する事項
 - ⑪ 研修事務の評価に関する事項
 - ⑫ 研修事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - ⑬ 研修事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - ⑭ 財務諸表等の閲覧等（謄本又は抄本の交付等に係る費用に関する事項を含む。）に関する事項
 - ⑮ 不正な受講者の処分に関する事項
 - ⑯ その他研修事務の実施に関し必要な事項

養成業務規程の記載事項に関する規定（案）

- 登録日本語教員養成機関が策定する養成業務規程の記載事項は、次のとおりとする。
 - ① 養成業務を行う時間及び休日に関する事項
 - ② 養成課程の実施体制に関する事項
 - ③ 養成業務を行う事務所に関する事項
 - ④ 養成課程の日程及び公示方法に関する事項
 - ⑤ 養成課程の受講の申請に関する事項
 - ⑥ 養成課程の修了の要件に関する事項
 - ⑦ 修了証書の交付及び再交付に関する事項
 - ⑧ 料金の収納の方法に関する事項
 - ⑨ 養成課程に係る経費の維持方法に関する事項
 - ⑩ 養成業務の評価に関する事項
 - ⑪ 養成業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - ⑫ 養成業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - ⑬ 財務諸表等の閲覧等（謄本又は抄本の交付等に係る費用に関する事項を含む。）に関する事項
 - ⑭ 不正な受講者の処分に関する事項
 - ⑮ その他養成業務の実施に関し必要な事項

登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の報告等に関する規定（案）

- 毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
 - ✓ 実践研修を担当する指導者その他の職員の構成
 - ✓ 施設及び設備
 - ✓ 実践研修の実施内容
 - ✓ 手数料及び収支に関すること
 - ✓ 受講者の進路選択その他の支援に関すること

- 実践研修又は養成課程を実施したときは、遅滞なく次の事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
 - ✓ 受講者数
 - ✓ 修了者の数
 - ✓ 修了の年月日
 - ✓ 修了した者の修了証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した修了者一覧表

登録日本語教員の登録に関する主な規定（案）

登録日本語教員の登録の申請に関する規定（案）

- 登録日本語教員の登録の申請書の記載事項は以下のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍。）
 - ④ 日本語教員試験に合格した年月日及び合格証書の番号
 - ⑤ 実践研修を修了した年月日及び当該実践研修の実施者の氏名又は名称（実践研修を修了した者とみなされることを希望する者は、その旨。）
- 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ① 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し
 - ② 日本語教員試験の合格証書の写し
 - ③ 実践研修の修了証書の写し（実践研修を修了した者とみなされることを希望する者は、実践研修を修了した者と同等以上の技術を有する者に該当することを証する書類。）

日本語教員登録簿の記載事項に関する規定（案）

- 日本語教員登録簿の記載事項は、次のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 本籍地都道府県名
 - ④ 登録番号及び登録年月日
 - ⑤ 日本語教員試験の合格の年月日及び合格証書の番号
 - ⑥ 実践研修の修了の年月日及び当該実践研修を実施した者の氏名又は名称（実践研修を修了した者とみなされた者は、その旨。）

日本語教員試験・実践研修に関する主な規定（案）

日本語教員試験に関する主な規定（案）

- 日本語教員試験の実施方法等
 - ✓ 日本語教員試験は、筆記の方法により行う。
 - ✓ 基礎試験及び応用試験のいずれにも合格し、又は免除を受けた者を日本語教員試験の合格者とする。
 - ✓ 応用試験の合格者の判定は、基礎試験に合格した者及び基礎試験の免除を受けた者について行う。
- 日本語教員試験の科目は以下の範囲から出題する。
 - ✓ 社会・文化・地域
 - ✓ 言語と社会
 - ✓ 言語と心理
 - ✓ 言語と教育
 - ✓ 言語
- 基礎試験の免除を受けるための資格
 - ✓ 過去の基礎試験の合格
 - ✓ 文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関が実施する養成課程の修了

実践研修に関する主な規定（案）

- 実践研修の受講資格
 - ✓ 基礎試験に合格した者
 - ✓ 養成課程（文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関が実施する養成課程を含む。）を修了した者及び修了する見込みの者
- 実践研修を修了した者とみなす者
 - ✓ 文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関で実践研修に相当する研修を修了した者

指定試験機関の申請等に関する主な規定（案）①

指定の申請書等に関する規定（案）

- 指定試験機関の指定の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - ① 定款及び登記事項証明書
 - ② 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
 - ③ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - ④ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - ⑤ 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - ⑥ 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 申請書の記載事項は、試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地、試験事務を開始しようとする年月日とする。

試験事務規程に関する規定（案）

- 次に掲げる事項を記載した試験事務規程を定め、試験事務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けること。
 - ✓ 日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかの判定の基準
 - ✓ 試験事務の実施の方法に関する事項
 - ✓ 受験手数料の収納の方法に関する事項
 - ✓ 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - ✓ 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - ✓ その他試験事務の実施に関し必要な事項

試験委員に関する規定（案）

- 以下のいずれかの要件を備える者のうちから試験委員を選任すること。
 - ① 大学において日本語教育若しくは試験に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
 - ② 日本語教育又は試験に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ③ 認定日本語教育機関において五年以上日本語教育課程を担当した経験を有する者
 - ④ 日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定する試験又は日本語を理解し、使用する能力を有するかどうかを判定する試験に関する業務に五年以上従事した経験を有する者

指定試験機関の報告等に関する主な規定（案）②

指定試験機関の報告等に関する規定（案）

（受験停止等の処分の報告）

- 日本語教員試験に関して不正の行為があった場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
 - ✓ 処分の内容及び年月日
 - ✓ 不正行為に関係ある者の本籍地都道府県名、住所、氏名及び生年月日
 - ✓ 不正行為のあった試験の種別及び年月日
 - ✓ 不正行為の内容
 - ✓ その他参考となる事項

（事業報告書等）

- 毎年度、事業報告書及び収支決算書に賃借対照表及び財産目録を添えて文部科学大臣に提出すること。

（帳簿）

- 試験年月日、試験地、受験者の受験番号、氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所並びに基礎試験、応用試験及び日本語教員試験の合否の別、試験科目ごとの成績等について帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存すること。

（試験結果の報告）

- 試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
 - ✓ 試験年月日
 - ✓ 試験地
 - ✓ 受験申込者数
 - ✓ 受験者数
 - ✓ 基礎試験、応用試験及び日本語教員試験に合格した者の数
 - ✓ 基礎試験、応用試験及び日本語教員試験の合格年月日

養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語
教員養成機関の登録を受けた
機関で課程を修了する方※

- ・大学等 (26単位～)
- ・専門学校等 (420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の
登録を受けた機関で
課程を修了する方※

- ・大学等 (25単位～)
- ・専門学校等 (375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置（案）

経過措置期間



令和6年4月1日～
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に 法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関で日本語教員として1年以上勤務した者

現職者※1に限らず必須の50項目
に対応した課程修了者

登録日本語教員養成機関と同等と認められる現行課程（必須の50項目を実施していることが確認できたもの）を修了した者

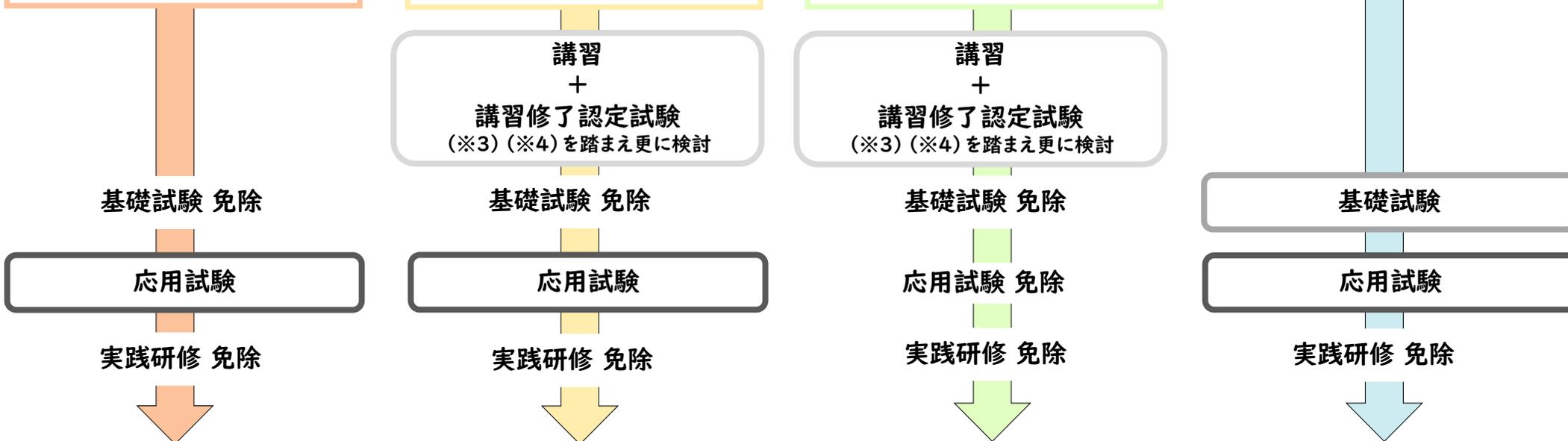
現職者※1のうち必須の50項目
対応前の課程修了者

現行告示基準教員要件に該当する必須の50項目対応前の養成課程等（一定の質の確認ができたもの）を修了した者

現職者※1のうち民間試験
に合格した者

昭和62年4月1日～令和6年3月31日の間に実施された日本語教育能力検定試験（公益財団法人日本国際教育支援協会）に合格した者

左記以外の現職者※1

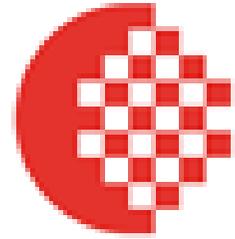


登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会

※4 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議



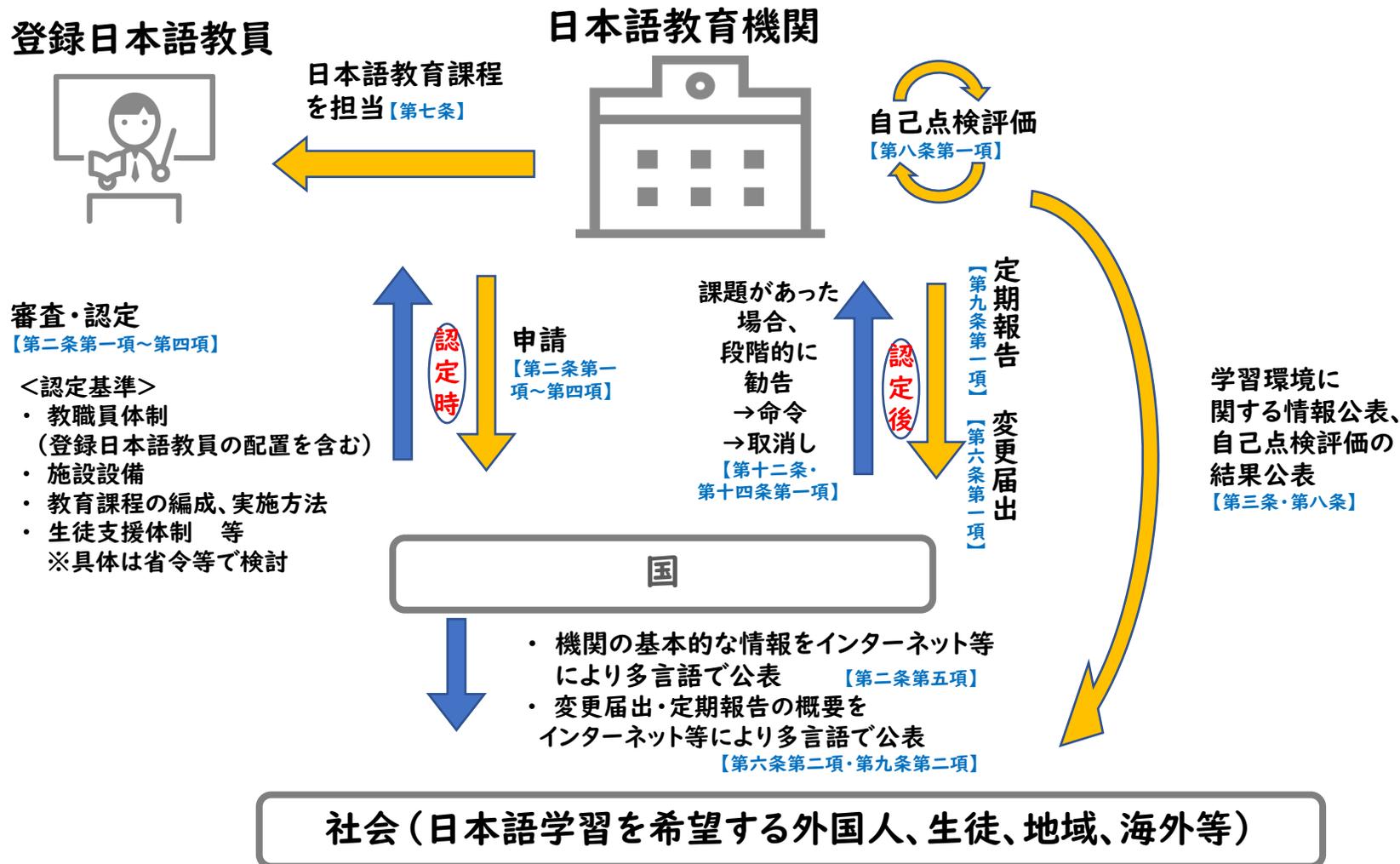
文化庁



参考資料

認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

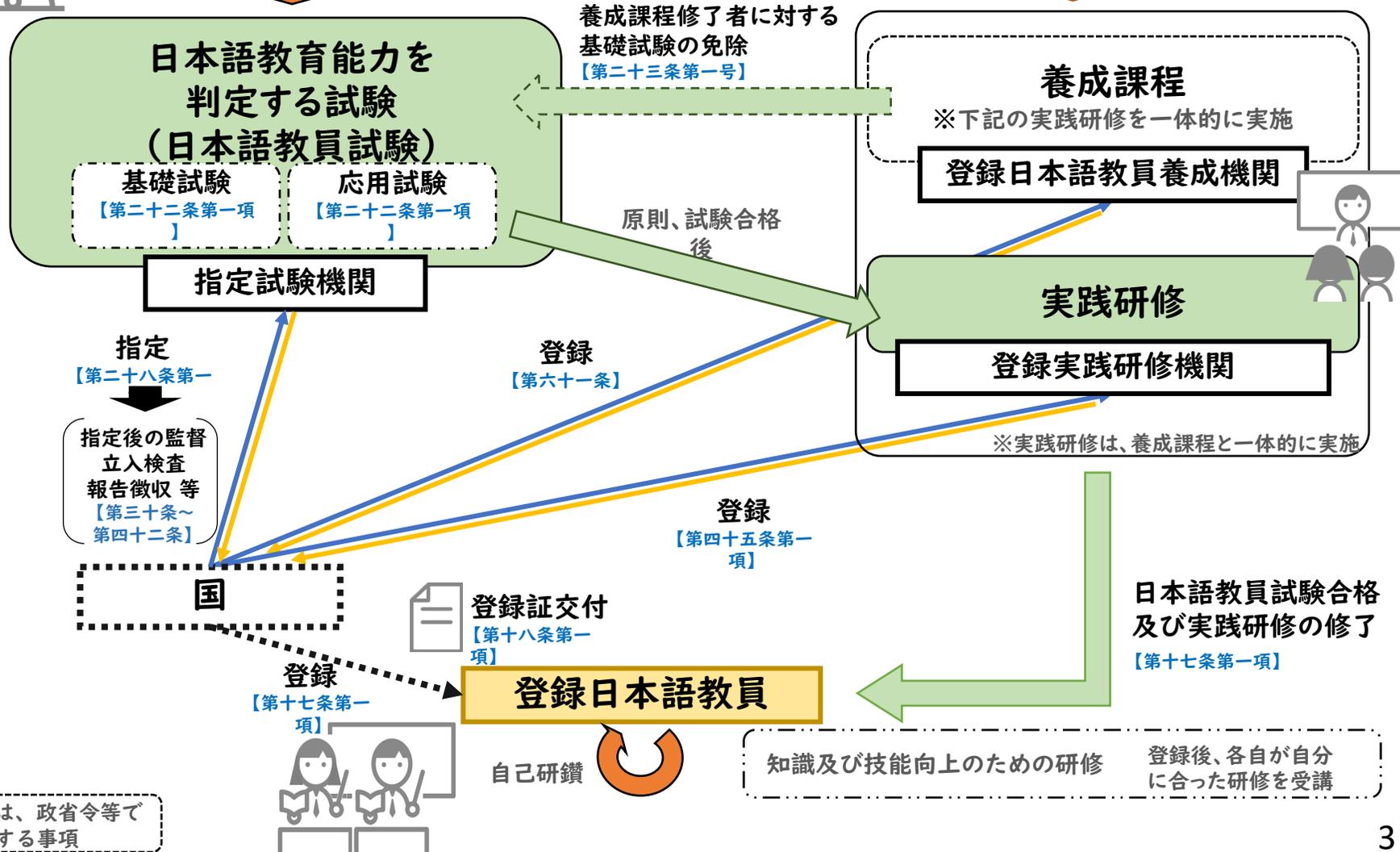
- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。



認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度(イメージ)

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

日本語教師を目指す者（年齢、国籍、母語を資格取得要件としない）



※灰色は、政省令等で検討する事項

大学の非正規課程プログラムにおける認定基準の適用対象の整理



認定制度による認定を受けることを在留資格「留学」の付与の要件とする制度改正が検討されており、関係省庁との調整がなされているところ。認定基準の適用対象となるプログラムについては以下の通り整理される。一部プログラムの取扱いについては、学生の受入形態や教育の実施状況の面で多様な在り方が想定され、その実態を踏まえた上での対応が必要と考えられることから、当面は従前通りの対応とし、当該プログラム等の取扱いについては、引き続き検討を行うこととする。（令和5年度中を目途に実態把握を実施し、令和6年度中に対応方針をとりまとめることを目指す。）

設置形態	受入れ時の日本語能力水準	教育内容等の区分		具体例	右を除く留学生を受け入れるもの	短期滞在で語学研修のみを行う	交換留学生の受入れのみを行う	国費留学生の受入れのみを行う
別科 (及び別科に類する非正規生全般)	N2相当以上	-		-	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
	N2相当未満	専ら（日本語予備教育以外の）技能教育を行うもの	他言語により教育を行うもの	・英語開講科目のみで修了が可能な別科	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
			日本語による技能教育と並行して日本語予備教育も行うもの	・学部入学相当レベルの日本語能力を備えていない留学生に対する介護別科等での教育	対象範囲及び取扱いについて詳細を検討	認定不要	認定不要	認定不要
		専ら日本語予備教育を行うもの		・学部等進学向けの予備教育を行う留学生別科	認定が必要	認定不要	認定不要	認定不要
準備教育課程				・準備教育課程	認定が必要	-	-	認定不要
研究生・聴講生、科目等履修生、履修証明プログラムその他の非正規生全般	N2相当以上	-		-	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
	N2相当未満	専ら（日本語予備教育以外の）他の教育を行うもの	他言語により教育を行うもの	・英語でのコミュニケーションが一般的である研究室に属しつつ、大学院進学準備を進める研究生が受講する日本語科目の履修	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
			日本語による実技系の専門・一般教育と並行して日本語予備教育も行うもの	・学部入学相当レベルの日本語能力を備えていない留学生に対する学部・大学院等での補習教育	対象範囲及び取扱いについて詳細を検討	認定不要	認定不要	認定不要
		専ら日本語予備教育を行うもの		・大学進学や国内就職のために日本語を履修する非正規生向けの日本語教育	認定が必要	認定不要	認定不要	認定不要

※「専ら〇〇教育を行う」の目安は、修了に必要な（又は履修）授業時間数の概ね50%以上を占めるものをいう。

※「日本語予備教育」とは、進学及び就職を目的とした者も含め、簡易な程度において施される日本語教育をいう。

※ 在留資格「留学」を付与することができる課程を整理したものであり、他の在留資格を有する者の受講を否定するものではない。

※ 上記以外に整理されるもの（例：専ら日本文化理解のための専門的な研究を目的とする外国人への日本語教育 等）については、別途その取扱いについて詳細を検討する。

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度 (日本語参照枠)
日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状：全体約2800機関、学習者約22万人

* ボランティアによる日本語教室含む(R4文化庁調べ)

※コロナ前の令和元年：約28万人

機関数の割合

- ・法務省告示校25.2%
- ・大学等19.8%
- ・国際交流協会12.7%
- ・地方公共団体11.0%
- ・教育委員会7.9%
- ・任意団体等23.4%

学習者数の割合

- ・法務省告示校43.6%
- ・大学24.8%
- ・国際交流協会8.9%
- ・地方公共団体6.0%
- ・教育委員会3.4%
- ・任意団体等13.3%

■ 国内でA1-2レベル
様々なレベル

地域日本語教室

技能実習

・監理団体
約3,600*
(R5.1時点)

現状
■ 監理団体等による
日本語学習を含む
講習

特定技能

現状
■ 入国時等の
際にA2相当以上
の水準

現状
■ 入学時B2以上

大学

大学別科

高度専門人材

現状 822施設* (R4.11.15時点)

- 進学：79.4%
- 就職：9.0%
- 帰国等：11.6%

(JASSO「外国人留学生進路状況調査結果」
(2021年))

法務省告示校

現状
■ 入学時A1相当
/卒業時B2レベル
(N2/留試200点)
最長2年(0.5/1/1.5年コース)
380~1,520時間以上

熟達した言語使用者

C2

C1

自立した言語使用者

B2

B1

基礎段階の言語使用者

A2

A1

※ (*)が付してあるものは入管庁調べ

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」

全体的な尺度（抜粋）	熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
		C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解ことができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
	自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
		B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
	基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
		A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

日本語教育機関認定法 よくある質問集（令和5年8月時点）

※質問や内容については、検討状況により、随時更新してまいります。

【認定日本語教育機関、登録日本語教員】

Q 1 施行までどのようなスケジュールで進めるのですか。

A 今後、文化審議会の中に設けられたワーキンググループにおいて、認定日本語教育機関の認定基準の策定に係る具体的な検討を行います。秋頃まで省令案などのパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて秋以降に政省令案などを取りまとめる予定です。その後、申請のための手引を作成し、年明けには周知のための説明会を開く予定です。

Q 2 新たな制度ができて、法務省告示校制度の何が変わるのですか。

A 法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とします。

Q 3 法務省告示校はいつまでに認定を取る必要があるのですか。

A 一定の期間は、現行の法務省告示校も留学生の受け入れができるよう、経過措置を設ける予定です。この期間については、現在検討中ですが、文部科学省の認定体制を踏まえつつ、法務省告示校になるべく負担をかけないように、適切な期間を定める予定です。

Q 4 制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。

A 新たな制度にかかることは、文化庁国語課 (nihongo@mext. go. jp) に、法務省告示校制度にかかることは、地方出入国在留官署にお問い合わせください。

Q 5 現職の日本語教員は、新たな制度で何が変わるのですか。

A 認定日本語教育機関で教育課程を担当する者は、登録日本語教員である必要があります。登録日本語教員となるためには、日本語教員試験の合格及び実践研修の修了が必要となります。

現職の日本語教員については、文部科学省令において、一定の基準を満たす場合には、試験や実践研修の免除の措置を講ずることを検討しております。決定次第、HPなどでお知らせします。

Q 6 認定日本語教育機関の認定基準は、いつごろ決定されますか。

A 今後、審議会等における議論を踏まえ、新制度の円滑な移行が図られるよう、できるだけ早い時期に決定したいと考えております。決定の前には、秋頃までにパブリックコメントなどの実施、決定後には、年明には説明会の実施等の周知を行う予定です。

Q 7 新制度による認定日本語教育機関の申請はいつごろから相談できますか。

A 法律の施行が令和6年度からとなるため、施行後の令和6年4月以降に、令和7年4月開設分の申請を受け付ける予定です。具体的な申請時期等を含めた詳細は、認定基準の決定後の令和6年1月以降に実施予定の説明会等でお示ししていきたいと考えています。

なお、現に開設準備を進めている等の事情により令和6年10月期に開設を希望される場合は、法務省告示校制度において対応いたしますので、令和5年9月末までに最寄りの出入国在留管理局までご相談ください。

Q 8 新制度では教育機関の認定は、これまで同様に年2回行うの
ですか。

A 基本的にその方向で考えていますが、検討して今後お示しして
いきます。

Q 9 法務省告示校に関する各種手続きは、引き続き入管庁で受付
を行いますか。

A 法務省告示校に係る各種変更手続き、告示基準に基づく各種報
告については、引き続き地方出入国在留官署で受付を行う予定で
す。

Q10 これまで日本語教育機関の告示基準によって課せられた義務
は引き続き履行する必要がありますか。

A 法律の施行後においても、経過措置期間中は、認定を受けていな
い法務省告示校も引き続き告示基準の義務を履行していただく予
定です。

Q11 日本語教育機関の告示基準附則における専任教員の経過措置
については、法律の施行後も継続しますか。

A 新制度における認定基準を踏まえ、その取扱いについて適切に
検討してまいります。

【登録実践研修機関、登録教員養成機関】

Q12 施行までどのようなスケジュールで進めるのですか。

A 法律成立後、文化審議会の中に設けられたワーキンググループにおいて、基準の策定に係る具体的な検討を行います。秋頃までに省令案のパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて秋以降に政省令案などを取りまとめる予定です。その後、申請のための手引を作成し、年明け後に周知のための説明会を行う予定です。

Q13 いつから登録のための相談をすることができますか。

A 法律の施行後である令和6年度より登録申請に向けた事前相談を行い、令和6年内には登録ができるように進めてまいります。

Q14 制度の詳細については、どこに聞けばよいですか。

A 文化庁国語課 (nihongo@mext. go. jp) にお問い合わせください。

【日本語教員試験】

Q15 具体的なスケジュールはどうなっていますか。

A 令和5年度は、試行試験を実施することとしております。その結果を踏まえ、令和6年内に第1回目の試験を実施する予定です。

試験に関する具体的な内容は、今後決定してまいります。

日本語教育機関認定法の省令等案のパブリックコメントに寄せられた主な御意見

※1 8月21～9月20日の30日間で、行政手続法に基づきパブリックコメントを実施。計730件の御意見の提出があった。

※2 「○」は主に緩和、「●」は主に厳格化を求める御意見。

認定日本語教育機関に係る主な御意見

教員及び職員の体制に関すること

- 「生活」や「就労」の課程を担当する本務等教員は必ずしもフルタイムでなく、柔軟な勤務形態を可能にしてほしい。
- 教員の数及び本務等教員数について、現行の法務省告示機関制度と同様に課程ごとではなく機関ごとの収容定員数に応じて算出すべき。
- 現行の法務省告示機関の経過措置に合わせ、本務等教員の配置を収容定員60人に1人にしてほしい。
- 適切な管理体制の整備の観点から、校長は常勤である必要があるのではないか。
- 教員の質の確保や業務量改善のため、収容人数に対する教員数の割合基準を増やすべき。

日本語教育課程に関すること

- 6か月の課程について、日本語教育の参照枠で示されたB2以上の到達目標であることとの制限を外すべき。
- 退学者について、やむを得ない場合に、ドロップアウトとみなして学生及び機関に不利益な扱いがないようにすべき。
- 入学者募集に当たり各機関の教育内容について応募者に明示を求めるべき。また、入学者選抜の適正な実施を求めるべき。

生徒の学習上及び生活上の支援体制に関すること

- 日本語教育機関が立地する地域で、自治体や住民と信頼関係をどう構築するかが大切である。

その他認定日本語教育機関に関すること

- 学費の返還に関するトラブル防止のため、学費返還のルールを公表を求め
るべき。
- 自己評価を形骸化させないため、そのための体制等を求めるべき。

登録日本語教員の登録の経過措置に関する主な御意見

- 現職教員への負担軽減等のため、現行の養成課程等の修了者について応用
試験を免除してほしい。
- 現行の養成講座の質にはばらつきがあり、日本語教育能力検定試験に合格
していない者については基礎試験も応用試験も受験させるべき。
- 専門家集団が専門性を広く認められるためには、一定の専門性が証明でき
ない者を集団に入れないことが必須で、日本語教師の社会的地位向上のため
にも試験の免除には反対する。

その他の主な御意見

- 日本語教員試験の実施日、実施場所について地方在住者等に配慮すべき。
日本語教員試験は複数回の実施、CBT（Computer Based Testing）方式の
実施を検討すべき。
- 日本語教師の労働環境向上や待遇改善に向けた取り組みを進めるべき。
- 法制度そのものの理解促進や法令の解釈の明確化など、制度のわかりやす
い周知をしてほしい。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための 基本的な方針(令和2年6月23日閣議決定)関係予算一覧

令和5年8月末時点(単位:千円)

府省庁名	事業等の名称	事業等の概要	令和6年度概算要求額
第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項			
1 日本語教育の機会の拡充			
(1)国内における日本語教育の機会の拡充			
ア 外国人等である幼児, 児童, 生徒等に対する日本語教育			
文部科学省	外国人の子供の就学促進事業	就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助。	100,013
文部科学省	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業	帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する。	1,070,542
文部科学省	日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業	日本語指導が必要な児童生徒等がどの地域でも充実した教育を受けられるよう自治体等への指導・助言等を行うアドバイザーロードの設置運営や外国人児童生徒等向けの学習教材・文書作成などに利用されるポータルサイト「かすたねっと」の充実、外国人児童生徒等に関する状況調査を行う。	20,742
文部科学省	児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究	日本語能力評価ツールであるDLAを踏まえた能力記述文を作成し、学校が能力記述文を用いた児童生徒の日本語能力の評価結果を活用できるよう、活用方法を具体的に示した資料を作成する。また、散在地域において、教育委員会と関係機関が連携し、学校で日本語能力を含めた児童生徒の実態把握ができる体制整備に関する研究を実施する。	35,572
文部科学省	児童生徒への日本語指導の支援体制に関する調査研究	小・中・高等学校における日本語指導の支援の実態を調査し、登録日本語教員の活用を含めた支援方策の具体的な検討を行う。また、学校管理職や教員を対象とした、小・中・高等学校における校内体制整備等についての研修及び指導主事を対象とした大学や国際交流協会等の関係機関と連携した体制整備についての研修を実施する。	10,297
文部科学省	日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善の着実な推進	平成29年3月に改正された義務標準法の規定に基づき、それまで加配定数であった日本語指導のための教員定数を、平成29年度から10年間で計画的に基礎定数化し、令和8年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が配置されることとなる。	義務教育費国庫負担金 1,530,159,000の内数
文部科学省	夜間中学の設置促進・充実	夜間中学に通う生徒の多くが外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置促進と、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るための調査研究等を行う。	95,245の内数

府省庁名	事業等の名称	事業等の概要	令和6年度概算要求額
文部科学省	幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業	外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が、必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる指導上の配慮等、支援の在り方に関する調査研究を行う。	70,890の内数
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 特別支援教育専門研修事業	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で実施する各都道府県の特別支援教育の指導者に対する研修において、障害のある外国人の子どもに係る支援について、学ぶことのできる講義を開設する。	国立特別支援教育総合研究所運営交付金 1,177,286の内数
文部科学省	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、「日本語教育の参照枠」を活用した学習者のさらなる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を推進する。	630,711
文部科学省	「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業	地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図って生活できるよう、NPO法人等が行う広域で共通して挙げられる「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出する。	29,786

イ 外国人留学生等に対する日本語教育

文部科学省	専修学校の国際化推進事業	専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。	315,408
文部科学省	留学生就職促進プログラム	各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語能力」「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する委託事業「留学生就職促進プログラム」を引き続き3拠点で実施予定。	94,786
文部科学省	大学の留学・就職担当向けセミナーの実施	大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア・就職ガイダンス」の中で、「外国人材活躍推進プログラム」の一環として、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を、関係機関との連携・協力により毎年度実施	日本学生支援機構 運営費交付金 21,243,362の内数
文部科学省	独立行政法人日本学生支援機構 日本語教育センター	東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、我が国の大学、大学院、高等専門学校等の高等教育機関に進学する外国人学生に対し、日本語の教育及び高等教育を受けるために必要な基礎教科の教育を行うとともに、教材の開発、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施。	日本学生支援機構 運営費交付金 21,243,362の内数
文部科学省	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業【再掲】	都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、「日本語教育の参照枠」を活用した学習者のさらなる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を推進する。	630,711 【再掲】

府省庁名	事業等の名称	事業等の概要	令和6年度概算要求額
文部科学省	「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業【再掲】	地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図って生活できるよう、NPO法人等が行う広域で共通して挙げられる「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出する。	29,786 【再掲】
ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育			
外務省 経済産業省	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	尼・比・越とのEPAに基づき、看護師・介護福祉士候補者に対して訪日後に日本語教育事業を実施。	1,286,515 (外務省:350,707、 経産省:935,808)
経済産業省	研修・専門家派遣・寄附講座開設事業	海外進出先での事業を担う現地人材の育成のため、民間事業者が人材育成事業を実施するための研修等の費用を補助。外国人社員を日本に招き、日本語教育を含む技術研修を実施。	技術協力活用型・新興国市場開拓事業 3,930,940千円の内数
厚生労働省	外国人看護師候補者就労研修支援事業	尼・比・越とのEPAに基づき、外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、外国人看護師候補者受入施設に対して、i)日本語学校等への就学又は講師を招へいするために必要な経費、ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。	医療提供体制推進事業費補助金 26,743,311の内数
厚生労働省	外国人看護師候補者学習支援事業	尼・比・越とのEPAに基づき、外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。	103,640
厚生労働省	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業)	外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及び学習環境の整備に対する支援等を行う。	地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分) 13,736,029の内数 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金50,899,084の内数)
厚生労働省	外国人介護福祉士候補者学習支援事業	外国人介護福祉士候補者の介護福祉士国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン、ベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者に対する母国での再チャレンジ支援を行う。	128,000
厚生労働省	介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行う。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 50,899,084の内数

	府省庁名	事業等の名称	事業等の概要	令和6年度概算要求額
	厚生労働省	人材開発支援助成金	職務に関連した知識及び技能に関する訓練を実施した場合に、訓練経費及び訓練期間中の賃金の一部等を助成。	人材開発支援助成金 62,631,126の内数
	厚生労働省	技能実習生の技能習得に資する日本語教育教材の開発事業	技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習に必要な日本語教育ツールを開発・提供する。	外国人技能実習機構交付金 6,748,474の内数
	厚生労働省	外国人就労・定着支援事業	身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行、労働関係法令、社会保険制度等に関する知識の習得を目的とした研修及び受講者に対する就労定着支援を実施することにより、日本における安定的な就労及び職場定着の促進を図る。	570,048
	文部科学省	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業【再掲】	都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、「日本語教育の参照枠」を活用した学習者のさらなる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を推進する。	630,711 【再掲】
	文部科学省	「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業【再掲】	地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図って生活できるよう、NPO法人等が行う広域で共通して挙げられる「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出する。	29,786 【再掲】
エ 難民に対する日本語教育				
	文部科学省	条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育	条約難民及び第三国定住難民に対し、日本への定住に必要とされる最低限の基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム(572時間)及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施。	396,147
	文部科学省	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業【再掲】	都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、「日本語教育の参照枠」を活用した学習者のさらなる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を推進する。	630,711 【再掲】
	文部科学省	「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業【再掲】	地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図って生活できるよう、NPO法人等が行う広域で共通して挙げられる「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出する。	29,786 【再掲】
オ 地域における日本語教育				
	文部科学省	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業【再掲】	都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、「日本語教育の参照枠」を活用した学習者のさらなる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を推進する。	630,711 【再掲】

府省庁名	事業等の名称	事業等の概要	令和6年度概算要求額
文部科学省	「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業【再掲】	地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図って生活できるよう、NPO法人等が行う広域で共通して挙げられる「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出する。	29,786 【再掲】
文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	日本語教室が開催されていない地域に居住する外国人が生活に必要な日本語が習得できるよう、地方公共団体に対し日本語教育の専門家を派遣し、日本語教室の開設を促すとともに、自学自習のためのICTを活用した学習教材を開発・提供。さらに、日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市町村を対象とした「空白地域解消推進セミナー」、域内市町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための「日本語教室開設に向けた研究協議会」を開催。	153,003

(2) 海外における日本語教育の充実

ア 海外における外国人等に対する日本語教育

外務省 経産省	国際交流基金日本語教育事業(海外における日本語教育・学習基盤の整備) 看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主として以下の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> －日本語教育専門家の海外派遣 －各国日本語教師に対する研修 －海外の日本語教育機関に対する活動助成 －EPAに基づく訪日前日本語研修の実施(尼・比・越) －学習者奨励研修 加えて、海外の日本語学習者の利便性向上のため以下の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> －外国語教育の国際標準に則った日本語教育カリキュラム開発支援、教材開発・提供 －日本語能力試験及び国際交流基金日本語基礎テストの作題・海外実施 －eラーニング事業 	国際交流基金 運営費交付金 14,718,307の内数 外務省及び経産省 予算 500,639 (外務省:250,320、 経産省:250,319、日 越EPA訪日前日本語 研修のみ)
外務省	国際交流基金日本語教育事業(外交官・公務員日本語研修)	日本語学習経験の無い、または初級未満の日本語能力を有する外交官・公務員向けの日本語研修コース。日本語の研修のほか、日本事情の説明、各施設見学、短期の地方研修旅行、ホームステイなどを8か月間行う。	国際交流基金 運営費交付金 14,718,307の内数
外務省	JICA海外協力隊の派遣	開発途上国において日本語教育を行うJICA海外協力隊を派遣する。	国際協力機構 運営費交付金 156,269,615の内数
文部科学省	日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業	ASEANやインド等の重点地域を中心に、在外公館や関係機関、企業との連携のもと、日本語教育を含む、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を図る。	541,840

イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

文部科学省	在外教育施設重点支援プラン	在外教育施設において、特色ある研究開発による教育の高度化を図るため、魅力ある在外教育施設として優れた教育プログラムへの支援を行う。	82,720
-------	---------------	---	--------

府省庁名	事業等の名称	事業等の概要	令和6年度概算要求額
文部科学省	在外教育施設の戦略的な機能の強化	在外教育施設の教育環境の改善のため、教師の派遣等を行う。	18,242,649の内数
外務省	海外子女教育体制の強化	我が国国民の海外における活動推進のための環境整備と海外在留邦人学齢児童・生徒に対する教育の充実強化を図り、できるだけ国内の義務教育に近い教育環境を確保する。	4,383,134
外務省	国際交流基金日本語教育事業(海外における日本語教育・学習基盤の整備)	海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の支援について、主要団体や関係者と連携して必要な支援を実施するとともに、国・地域を超えたネットワーク構築や協働の取組みを推進する。	国際交流基金 運営費交付金 14,718,307の内数
外務省	開発途上国での日本語教育にかかる技術協力やJICA海外協力隊派遣	ODAを通じて、開発途上国の教育機関や中南米地域等の移住者により構成された団体の実施する日本語教育事業を支援。また、現地日本語教師の研修、JICA海外協力隊(日本語教育)の派遣を行う。	国際協力機構 運営費交付金 156,269,615の内数

2 国民の理解と関心の増進

文部科学省	日本語教育大会の開催	日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と推進に資する。	2,906
文部科学省	「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」の運用	日本語教育関係機関等が持っている日本語教育に関する教材、論文、報告書等を共有し、活用してもらうために、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を運用	3,597の内数
文部科学省	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業【再掲】	都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、「日本語教育の参照枠」を活用した学習者のさらなる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を推進する。	630,711 【再掲】

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

文部科学省	「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業	「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文:Can doという。)やレベル尺度(A1～C2の6段階)等に応じた教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等に、同参照枠を活用した生活・留学・就労等の各分野のモデルとなる「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等の開発」を委託することにより、学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。	14,414
文部科学省	日本語教育機関認定法の施行事務に必要な経費	令和6年4月に施行する「日本語教育機関認定法」の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の強化を図る。具体的には、日本語教育機関の認定、日本語教員試験の実施、実践研修機関の登録、養成機関の登録、日本語教員の登録のほか、日本語教育情報を一元的な発信する多言語情報発信サイトに係る運用など、同法の施行事務を効果的・効率的に行うための環境整備を行う。	79,242

	府省庁名	事業等の名称	事業等の概要	令和6年度概算要求額
	外務省	国際交流基金日本語教育事業(海外日本語教育機関支援)	海外の日本語教育機関に対する活動助成に加え、日本語教育の派遣専門家による日本語教育のカリキュラムや教材の開発普及支援及び機関間のネットワーク構築への協力を実施。	国際交流基金運営費交付金 14,718,307の内数
(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等				
	文部科学省	日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業	日本語教育人材の質の向上を図るため、国語分科会がまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」に基づく日本語教育人材の養成や研修のカリキュラム等の開発及び開発したプログラムを活用した研修の実施を支援。	250,126
	文部科学省	「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業【再掲】	地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図って生活できるよう、NPO法人等が行う広域で共通して挙げられる「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出する。	29,786 【再掲】
	文部科学省	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業【再掲】	都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、「日本語教育の参照枠」を活用した学習者のさらなる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を推進する。	630,711 【再掲】
	文部科学省	資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上	日本語教育に関する新たな制度を創設するにあたり、日本語教師の資格認定試験の実施に向けたシステム導入や試行試験、日本語教育に関する多言語での一元的な情報発信サイトの構築に関する予算事業を行う。	449,899
	文部科学省	日本語教育機関認定法の施行事務に必要な経費	令和6年4月に施行する「日本語教育機関認定法」の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の強化を図る。具体的には、日本語教育機関の認定、日本語教員試験の実施、実践研修機関の登録、養成機関の登録、日本語教員の登録のほか、日本語教育情報を一元的な発信する多言語情報発信サイトに係る運用など、同法の施行事務を効果的・効率的に行うための環境整備を行う。	79,242 【再掲】
	外務省	国際交流基金日本語教育事業(海外日本語教師研修)	国際交流基金海外事務所が起点となり現地の日本語教師に対する研修を行うほか、各国の機関が企画する教師セミナー等の開催を支援。さらに日本国内の研修施設において課題に応じ各種の招へい研修を実施	国際交流基金運営費交付金 14,718,307の内数
4 教育課程の編成に係る指針の策定等				
	文部科学省	「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等【再掲】	「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文:Can doという。)やレベル尺度(A1～C2の6段階)等に応じた教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等に、同参照枠を活用した生活・留学・就労等の各分野のモデルとなる「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等の開発」を委託することにより、学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。	14,414 【再掲】
	文部科学省	「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業【再掲】	地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図って生活できるよう、NPO法人等が行う広域で共通して挙げられる「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出する。	29,786 【再掲】

府省庁名	事業等の名称	事業等の概要	令和6年度概算要求額
外務省	国際交流基金日本語教育事業(①日本語教授法に関する情報発信・素材提供、②eラーニング事業、③海外日本語教育機関支援)	①欧州言語を始めとする外国語教育の国際標準に則った日本語教育フレームワークの提供、各国事情に応じたカリキュラム開発支援や多言語教材の開発・提供 ②多言語によるeラーニング教材の制作とオンライン講座の実施 ③海外日本語教育機関による現地教材制作支援	国際交流基金運営費交付金 14,718,307の内数

5 日本語能力の評価

文部科学省	「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業【再掲】	「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文:Can doという。)やレベル尺度(A1~C2の6段階)等に応じた教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等に、同参照枠を活用した生活・留学・就労等の各分野のモデルとなる「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等の開発」を委託することにより、学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。	14,414 【再掲】
外務省	国際交流基金日本語教育事業(①日本語能力試験の実施、②国際交流基金日本語基礎テストの実施、③日本語教授法に関する情報発信・素材提供)【再掲】	①国内外合わせ年間100万人超の応募者を抱える最大規模の日本語能力判定試験の年2回の問題作成と海外運営を担当 ②外国人材が、日本の社会で生活・就業する上で必要な日本語コミュニケーション力(法務省の『「特定技能」に係る試験の方針』で明示された水準)を備えているかを来日前に迅速かつ効率的に判定するテストの実施 ③国際標準に則った日本語教育フレームワークに基づく日本語能力評価方法の開発・提供(CAN-DOリスト作成等)	国際交流基金運営費交付金 14,718,307の内数

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

(1) 日本語教育に関する調査研究等

文部科学省	日本語教育に関する調査及び調査研究	国内の日本語教育実施機関・施設等数、教師数、日本語学習者数等の実態を把握する日本語教育実態調査と、日本語教育を推進するための課題に対応した日本語教育総合調査等を実施。	27,530
外務省	国際交流基金日本語教育事業(①各国/地域の日本語教育事情情報収集・提供、②海外日本語教育機関調査実施)	①海外204か国/地域の日本語教育の実施状況について毎年情報を収集し、内容をウェブサイトで公開 ②1974年より概ね3年に1度の頻度で海外各国の日本語教育機関を対象にした調査を実施。教育機関数・教師数・学習者数等を含む調査結果を公開	国際交流基金運営費交付金 14,718,307の内数

(2) 日本語教育に関する情報の提供等

文部科学省	日本語教育大会の開催【再掲】	日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と推進に資する。	2,906 【再掲】
文部科学省	「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」の運用【再掲】	日本語教育関係機関等が持っている日本語教育に関する教材、論文、報告書等を共有し、活用してもらうために、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を運用	3,597の内数 【再掲】
文部科学省	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業【再掲】	都道府県等が、日本語教育機関や企業等の多様な関係機関と連携して日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、「日本語教育の参照枠」を活用した学習者のさらなる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を推進する。	630,711 【再掲】

	府省庁名	事業等の名称	事業等の概要	令和6年度概算要求額
	外務省	国際交流基金事業 (日本語教育/学習ポータルサイト運営)	海外の日本語教師を対象に、教材情報や教材制作に使える素材、授業のアイデア、日本事情や日本語教育の最新情報を提供するポータルサイト(日・英表記)、日本語学習者を対象に、学習に役立つウェブサイトやツールについての情報を提供するポータルサイトを運営(日・英・中を中心にコンテンツにより最大9言語表記あり)。	国際交流基金 運営費交付金 14,718,307の内数

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

(1)日本語教育推進会議

	文部科学省	日本語教育推進関係者会議の開催	日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)第27条の規定に基づき、令和元年9月に設置した「日本語教育推進会議」(関係府省庁の局長級で構成)において関係行政機関相互の調整を行うことにより日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るとともに、この調整を行うに際しては、同年9月に設置した「日本語教育推進関係者会議」(日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者で構成)へ意見を聴く。	3,597の内数
--	-------	-----------------	---	----------

(2)地方公共団体における推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

3 基本方針の見直し

日本語教育関係施策等の 推進状況について

令和5年9月

<目次>

文部科学省関係	p. 1
法務省関係	p.28
外務省関係	p.36
厚生労働省関係	p.48
経済産業省関係	p.54

文部科学省関係資料

日本語教育施策について

＜日本語教育の内容・方法等の充実＞

「日本語教育の参照枠」の策定

- ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に我が国初の日本語教育の内容や方法・評価等に関する共通の指標（尺度A1～C2）、包括的な枠組みを策定（R3.10）
- 生活・就労・留学の分野別活用事例を含む教育現場で活用するための手引の作成（R4.2）
- 生活者としての外国人に対する日本語教育の内容をレベル・活動別に示した「生活Can do」の作成（R5.3）
- 日本語能力自己評価ツール「にほんご チェック！」開発
- 分野別日本語教育モデルの開発（R4～）

＜日本語教育人材の養成・研修＞

- 大学等の日本語教師養成課程の開設及び改定支援（R1～R4）
- 生活・就労・留学等分野別日本語教師研修カリキュラムの開発（R1～R4）
- 現職日本語教師研修プログラム普及事業（R2～）
- 日本語教員養成研修推進拠点の整備（R5～）

＜地域日本語教育の体制づくり＞

- 都道府県・政令指定都市による日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりを推進（R1～）（R5：54団体採択）
- 日本語教室空白地域解消の推進
アドバイザー派遣による日本語教室開設支援
- ICTを活用した日本語学習教材の開発（17言語）や活用セミナーの実施。（R1～）

＜日本語教育の基盤整備・調査研究＞

- 教材等の一元的な情報発信を行うポータルサイトの運用
- 日本語教育大会の開催
- 日本語教育に関する実態調査 など

＜難民に対する日本語教育＞

- 条約難民等及びウクライナ避難民への日本語教育支援

さらに、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の施行に向けた検討・準備

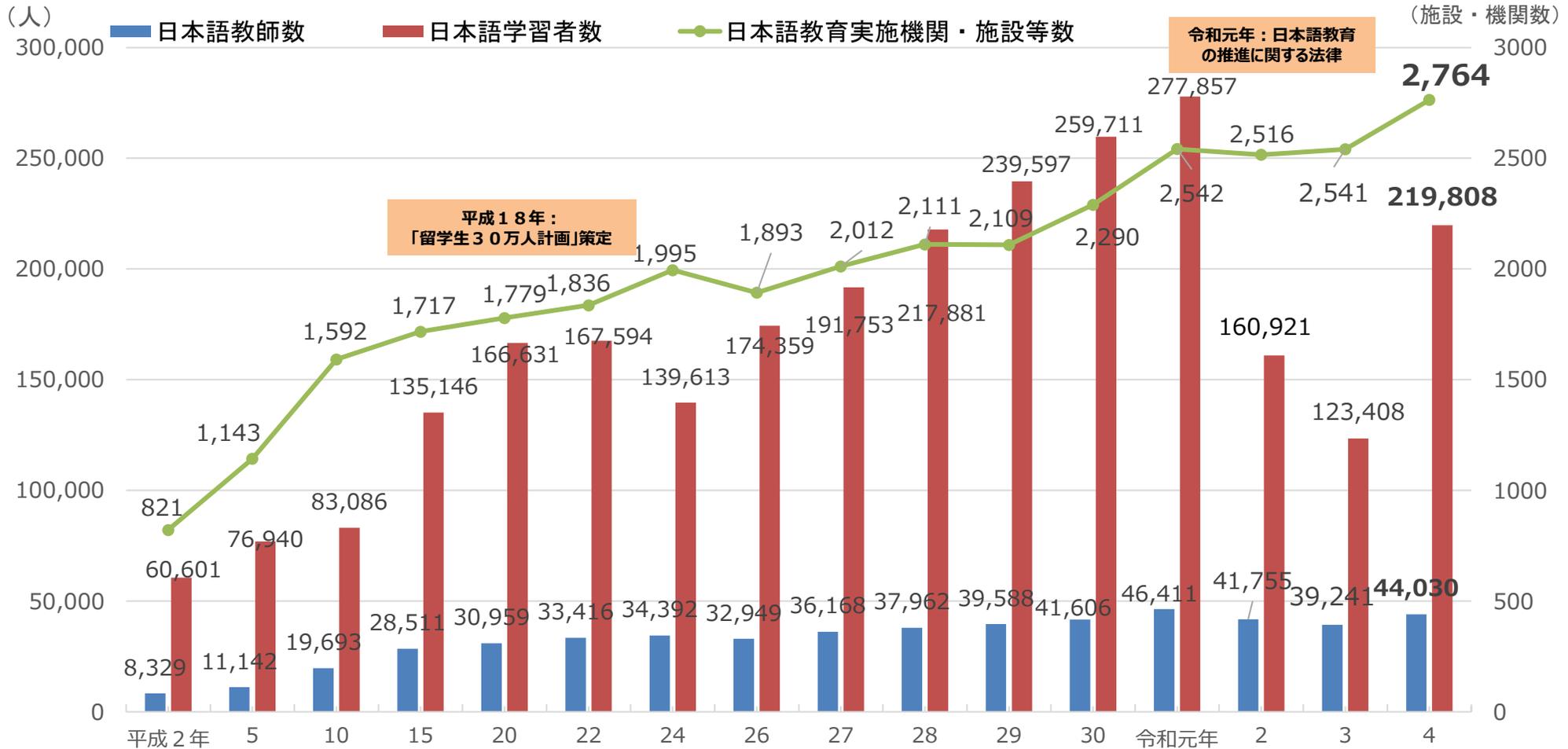
認定日本語教育機関及び登録日本語教員の新たな制度の実施準備（日本語教育小委員会における審議）

- 認定日本語教育機関の認定基準等の検討
- 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討
- 新たな国家試験の試行試験の実施に向けた、作題方針や実施方法等の検討

日本語教育は令和6年4月より文化庁から文部科学省へ移管予定

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）している。



現状・課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

※合計要求・要望額には上記のほか審議会経費40百万円を含む

1 確保 日本語教育の全国的展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

631百万円(600百万円)

- 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
- 令和6年度には58自治体(全体の約9割)まで支援を拡充。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化

153百万円(153百万円)

- 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業(拡充)

30百万円(24百万円)

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育等)

条約難民等に対する日本語教育(拡充)

396百万円(128百万円)

- 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
- 改正入管法により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施(条約難民と同様の支援)。

2 向上等 日本語教育の質の向上

①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

14百万円(14百万円)

令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。
令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及(活用促進)を促進。

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

250百万円(250百万円)

日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、
・現職日本語教師研修プログラム普及、
・日本語教師養成・研修推進拠点整備、
・日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。

③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充)

450百万円(191百万円)

日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。
・日本語教員試験の実施
・日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築・運用
・現職日本語教師への講習実施(経過措置)

④日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(新規)

79百万円(-百万円)

日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

⑤日本語教育に関する調査及び調査研究

28百万円(28百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施(実態調査、総合的な調査研究)。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

・日本語教育の質の維持及び向上
・外国人との共生社会への寄与

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

6.3億円
(6.0億円)



文部科学省

背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
 - 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
 - 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
- ※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

事業内容

1. 企画評価会議の実施 7百万円（前年度 7百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 591百万円（前年度 560百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 要件件数：58件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ① 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分
特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 33百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

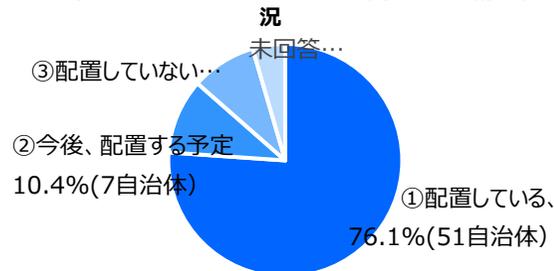
・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

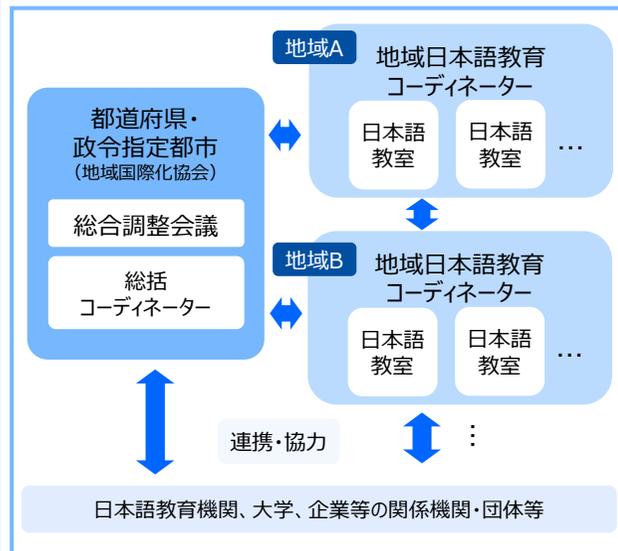
担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年3月）

▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり イメージ図



令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

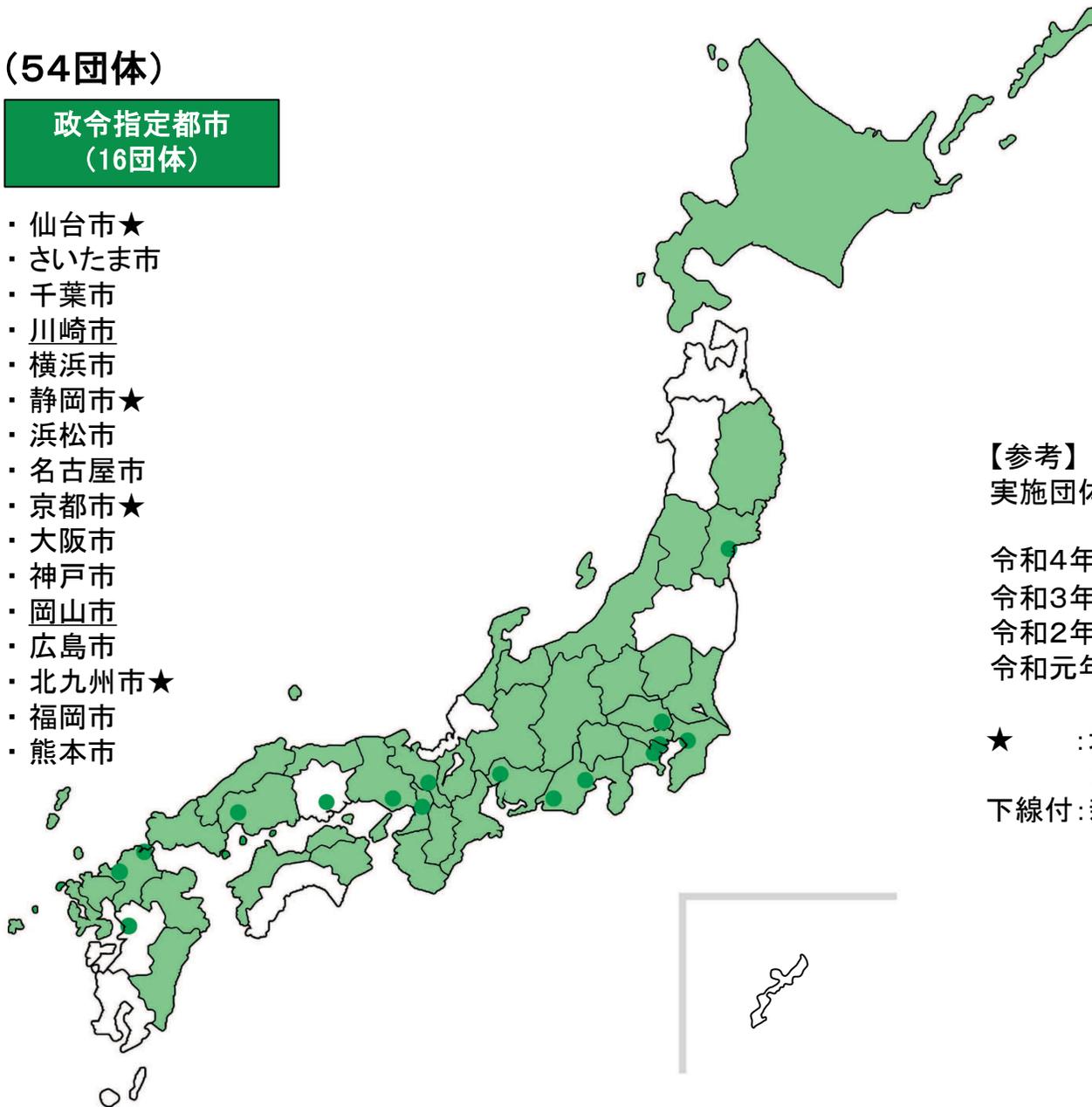
第1次採択(54団体)

都道府県
(38団体)

政令指定都市
(16団体)

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】

実施団体数

令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

★ : 地域国際化協会
が応募

下線付: 新規応募団体

【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」 地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）
（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）(A1からB1レベル)

No.	言語活動	カテゴリ	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと		B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すことができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	選択する病院を知る
2	発表		B1	体調が悪く、医療相談窓口へ電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	症状の変化を説明する
3	読むこと		A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	開院時間を確認する
4	やり取り		A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	I健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関を選択する	予約を申し込む

【学習時間の目安】

地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

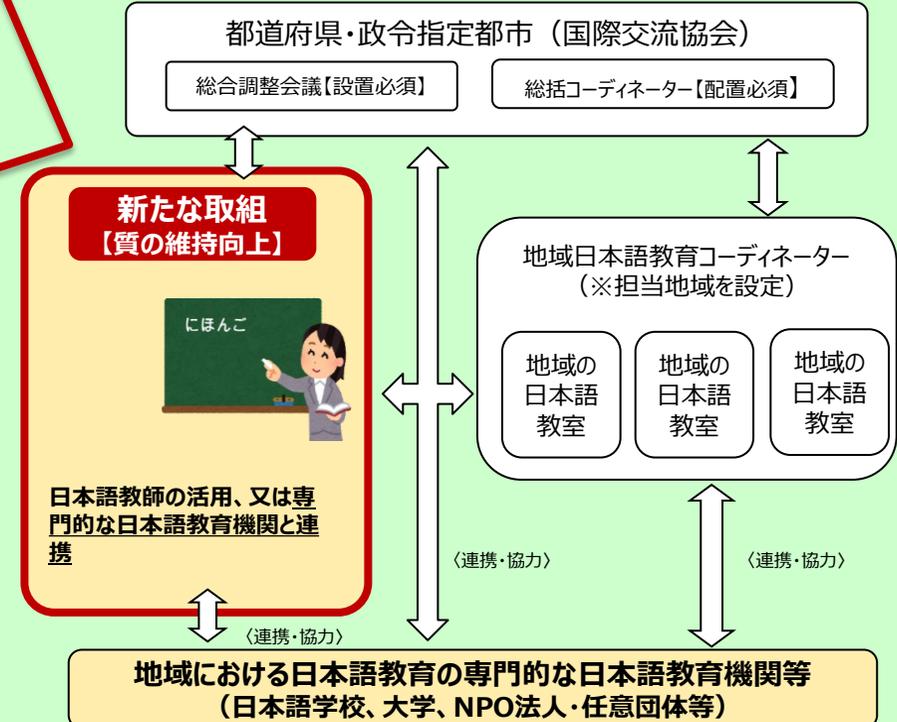
総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

- ◎ 0～B1レベルまで 350～520時間程度（470～780単位時間程度（1単位時間45分））
- <参考> 0～B2レベルまで 700～1070時間程度（933～1426単位時間程度（1単位時間45分））

具体的な内容とイメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関との連携による、
【生活Can do】を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施⑤成果報告等



「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和6年度要求額
(前年度予算額)

1.5億円
1.5億円)



文部科学省

現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。



事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。 要求件数：23件（前年度：24件）

2 ICT教材の開発・提供



日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでの暮らし」
(通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 18言語（令和5年度末）

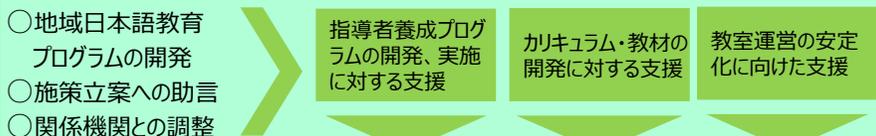
中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

- 令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加予定。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

▼ アドバイザー派遣の支援



専門家チームによる
3年サポート

地方公共団体による取組

日本語教育を行う人材の育成 → 日本語教室の開設（試行） → 日本語教室の運営

▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムによる日本語教室の開設

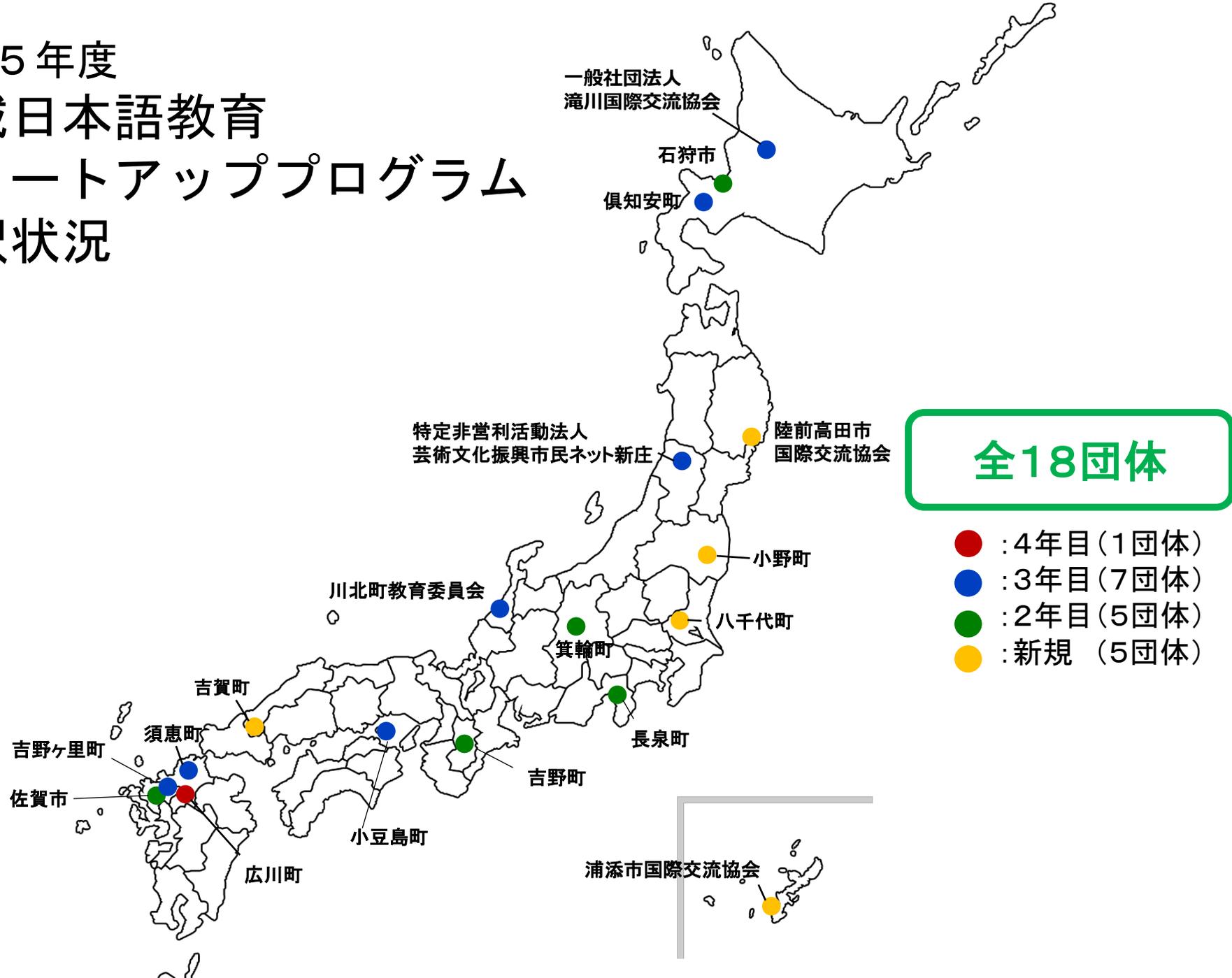
中期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

令和5年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 採択状況



全18団体



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開



内容

- 生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- 活用方法等のセミナーの開催、広報活動



対応言語 全17言語

日本語、英語、中国語簡体字、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語
インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール（カンボジア）語
韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語

ウクライナ語、ロシア語【令和4年6月30日公開】

中国語繁体字【令和4年12月22日公開】



使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- 使い方ガイドブック
- パンフレット
- ポスター
- 広報用動画



実績（令和4年度）

140万アクセス



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになったりすることを目標として、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

- 自分に合ったレベルを探そう >
- このサイトについて >
- サイトの使い方 >



「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度要求額 0.3億円
 (前年度予算額 0.24億円)



現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ(以下、「特定のニーズ」)が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

事業内容

◆ 地域日本語教育実践プログラム

要求件数：10件(前年度：8件)

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

▼ 想定される取組例

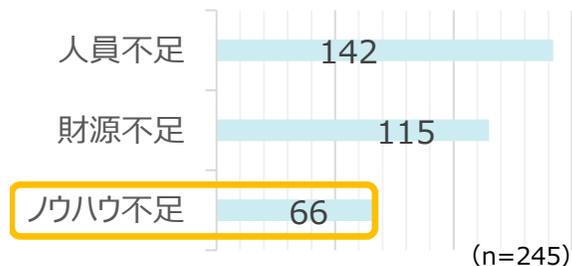
● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

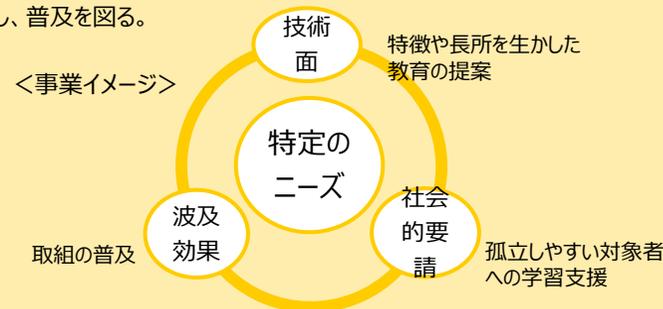
地域の日本語教育に関する課題



(出典) 出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



アウトプット(活動目標)

- 「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



(文化庁・日本語教育実態調査より)

事業内容

(1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円 (170百万円)

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～③の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師 (3～10年目)
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(60百万円)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。

- 対象機関：大学・大学院等専門機関

- 件数・単価：6箇所×約10百万円 (令和5年度からの継続事業、5年間)

- ①北海道・東北、②関東・甲信越
- ③中部、④近畿、⑤中国・四国
- ⑥九州・沖縄



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(20百万円)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。

- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。



- 件数・単価：1箇所×約20百万円 (日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信)

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

アウトプット (活動目標)

- ・全国6箇所の推進拠点 (ネットワーク)
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム (成果目標)

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム (成果目標)

- ・養成・研修の拠点 (自走化)
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

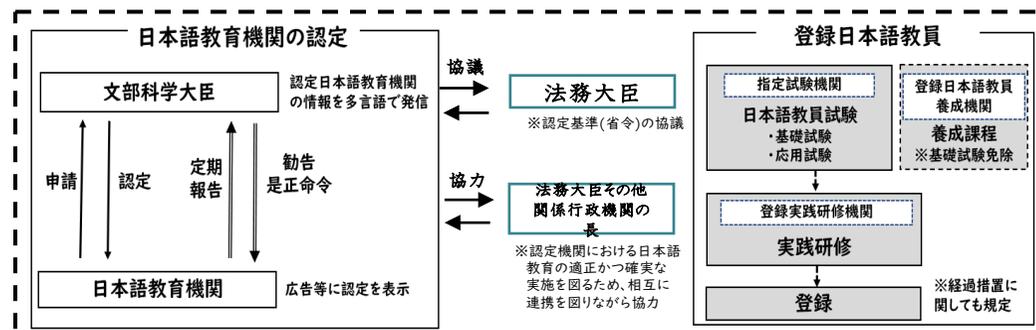
長期アウトカム (成果目標)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

現状・課題

令和6年4月に施行する「日本語教育機関認定法」の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の強化を図りつつ、必要な経費を確保することが必要。

具体的には、日本語教育機関の認定、日本語教員試験の実施、実践研修機関の登録、養成機関の登録、日本語教員の登録のほか、日本語教育情報を一元的な発信する多言語情報発信サイトに係る運用など、同法の施行事務を効果的・効率的に行うための環境整備が必要。



日本語教育機関認定法の概要（スキーム）

事業内容

- ①「認定業務」、②「実践研修・養成機関登録業務」、
③「教員登録業務」、④「試験業務」に必要な経費を計上。

- ・コールセンターに係る経費（③に係る業務）
(制度の内容、定型的な必要書類の確認、一般相談等)
- ・認定業務に係る経費（①に係る業務）
(実地確認、現地調査等)
- ・新たな課に必要な経費
(複写機借料、消耗品等、必要とする経費)
- ・認定等手続に必要な印刷・通信費等
- ・賃金等（非常勤職員、非常勤専門員）

① 日本語教育機関の認定業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
(実地確認、入管庁審査)
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・認定（内示）、多言語公表 など

② 実践研修・養成機関登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・登録（内示）、事務規程認可
- ・登録簿・官報

③ 日本語教員登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・登録申請（要件確認）
- ・登録証交付、登録簿登録
(登録変更、再交付)
- ・講習申請（要件確認）
- ・講習受講確認、講習修了証明発出 など

④ 日本語教員試験業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・試験広告
- ・作問検討（試験委員会）事務
- ・試験案内、申込、受験票送付
- ・試験実施
- ・可否通知 など

アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行の確実な運用
- ・諸手続の円滑な実施

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

現状・課題

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が令和5年6月に公布され、令和6年4月より施行される。

これを受け、法律に規定される認定日本語教育機関等についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施など、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

事業内容

1. 日本語教員試験実施業務

要求・要望額：267百万円

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験（国家試験）を実施する。また、日本語教員試験の実施に向け、試験問題及び試験運営の検証を行う試行試験を1,000名程度の規模で実施する。

2. 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築及び運用・保守業務

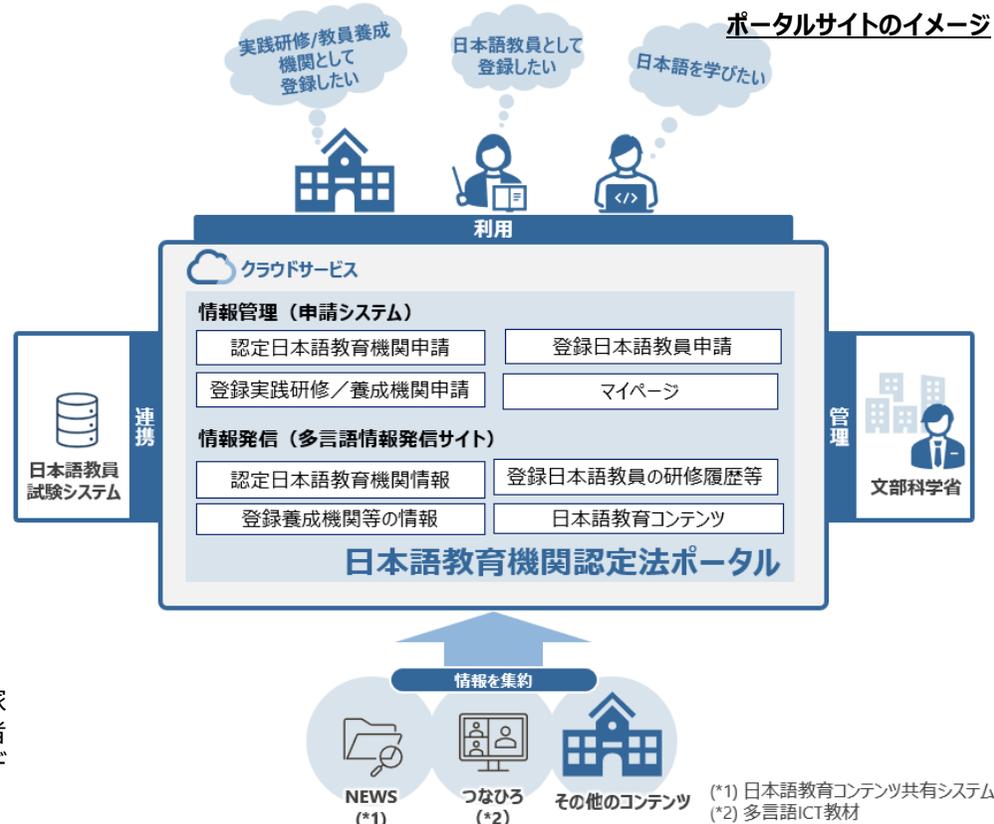
要求・要望額：120百万円

日本語教育機関の認定・日本語教員の登録・実践研修／教員養成機関の登録に係る新規申請・変更等各種手続きの電子申請受付や、日本語教育機関認定法に定められた認定日本語教育機関の多言語での情報公表等を円滑に実施するためのポータルサイトを構築する。認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用促進のため、本ポータルサイトにおいて情報を一元化し、日本語学習希望者や外国人就労者を受けて入れている企業、生活者として受け入れている地方自治体、登録日本語教員を目指す者等、様々な日本語教育関係者への情報発信を行う。

3. 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務

要求額：63百万円

登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習を実施する。本講習の修了をもって、国家試験である日本語教員試験の一部または全部が免除される。経過措置期間は5年、対象者は現職日本語教員や大学教員など約1万人程度を想定。講習は、LMS等を活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。



アウトプット (活動目標)

- ・法律の施行に必要な環境の整備

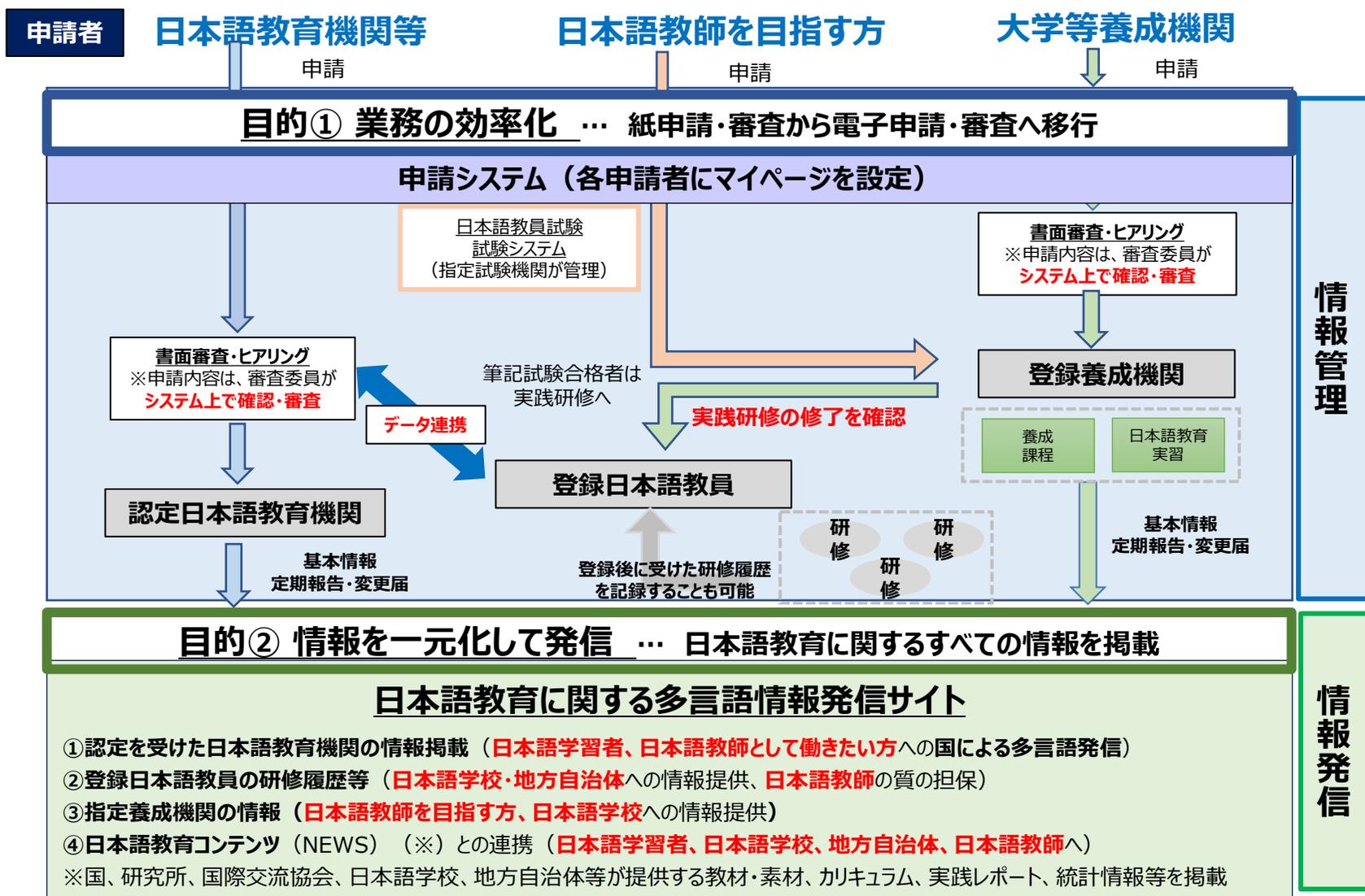
短期アウトカム (成果目標)

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム (成果目標)

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

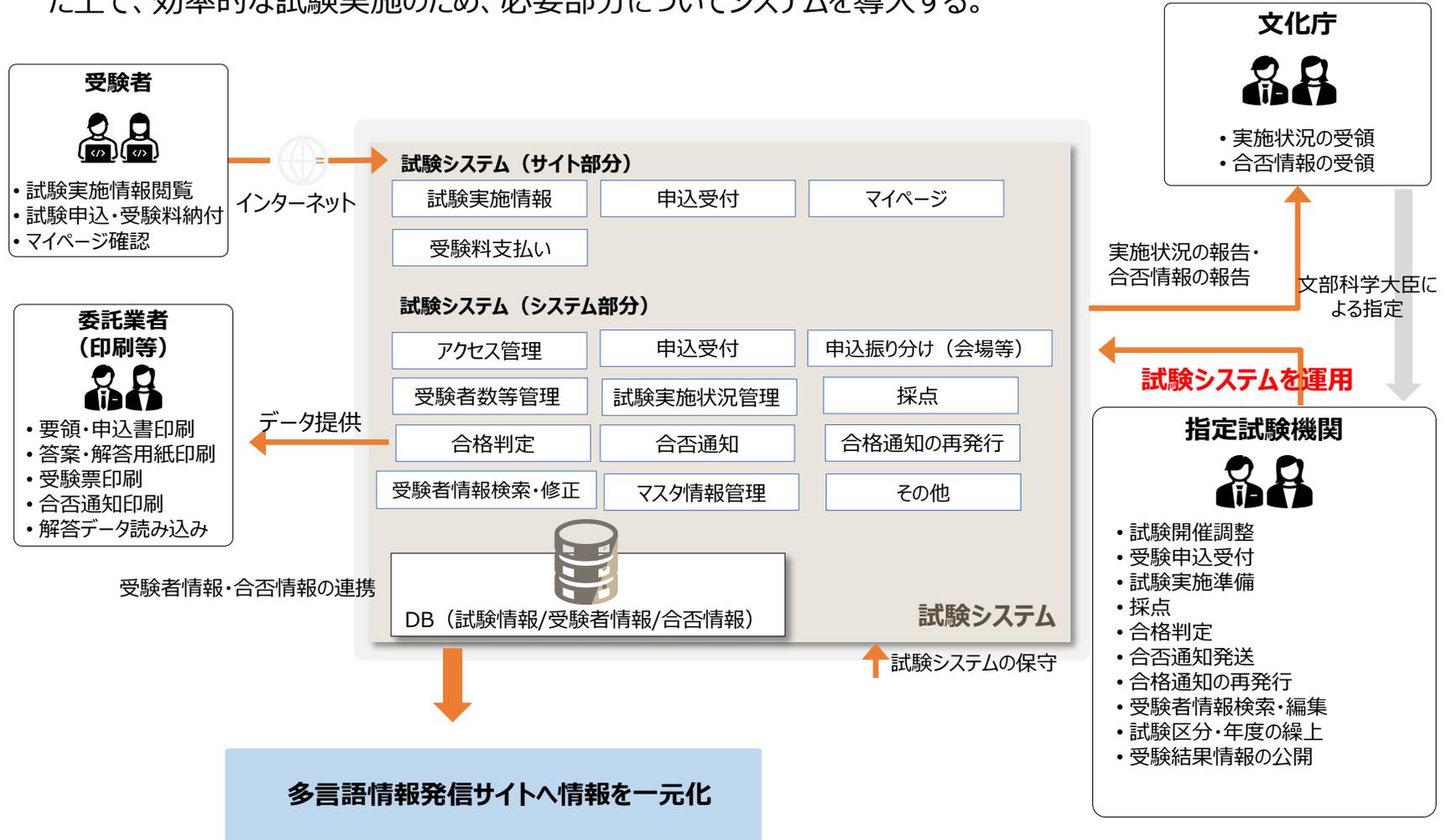
I 日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）



すべての日本語教育関係者のためのサイトへ (関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定)

II 日本語教師の資格試験システム イメージ (案)

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

令和6年度要求額
(前年度予算額)

0.14億円
0.14億円)



文部科学省

現状・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠（いわば物差し）」を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

「参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文：Can doという。)やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 「参照枠」を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及

アウトプット（活動目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

短期アウトカム（成果目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

中期アウトカム（成果目標）

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

長期アウトカム（成果目標）

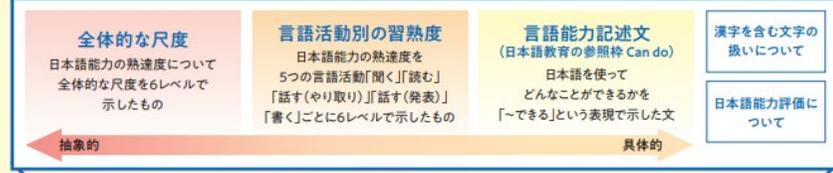
- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

「日本語教育の参照枠」とは

「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が続けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。

「日本語教育の参照枠」が示す範囲



分野別の言語能力記述文（Can do）



カリキュラムの開発・実践（R4～）

➢ 「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

カリキュラムの普及（R6～）

➢ 開発された教育モデルの普及（教材の開発・公開やワークショップの開催等）

分野別の教育内容の整備及びレベル尺度の共通化による日本語教育の水準の向上

(参考) 「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)^{*}を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠(報告)」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」等を作成・公開している。

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference for Languages)は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

日本語教育の参照枠

全体的な尺度(抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

5つの言語活動

(言語活動別の熟達度を示す)

聞くこと

読むこと

話すこと
(やりとり)

話すこと
(発表)

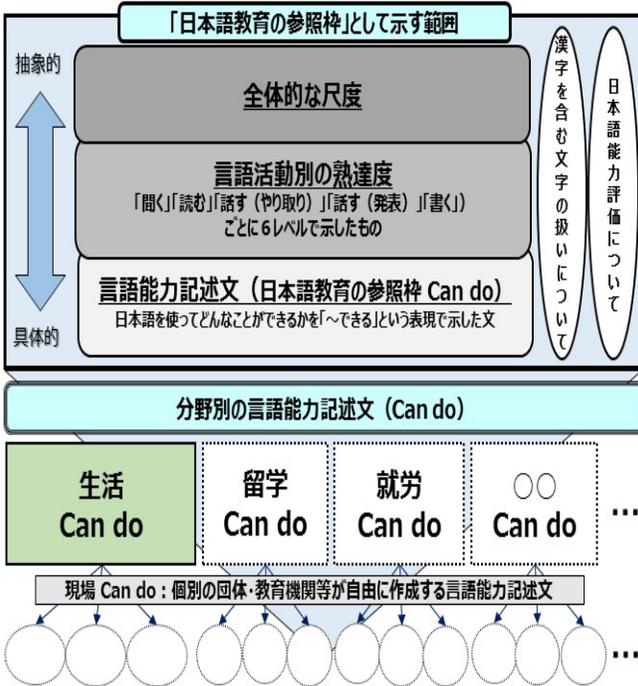
書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより、**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。**
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文(Can do)が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。**
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。**
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、**共生社会の実現に寄与する。**

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方(事例)
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

熟達した言語使用者

- C2: 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
- C1: いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自立した言語使用者

- B2: 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
- B1: 仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

基礎段階の言語使用者

- A2: ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
- A1: 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。



概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル（A1～C2）、5言語活動（聞く、読む、話す（やり取り・発表）、書く）で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

対応言語

日本語を含む全14言語に対応

中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語（ルビ付き）

(2) 自己評価画面 (例)

はな と
話すこと (やり取り)

にほんご
日本語でできますか？

Can do	できる	難しいが、なんとかできる	あまりできない	できない
時々繰り返しや言い換えを求められることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語での話はたいがい理解できる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
興味のある話題の日常的なことなら短い会話に参加できる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
日用品やサービスを求めたり、提供したりできる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(3) 判定結果画面 (例)

はな と
話すこと (やり取り)

あなたからは A2 です。



(1) トップ画面

にほんごのうりやくじこひようが
日本語能力自己評価ツール

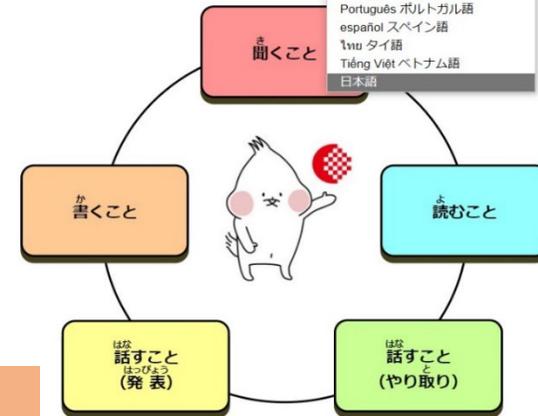
にほんご
チェック!

いま、にほんご
今、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック! する前に

LANGUAGE

日本語
日本語 (簡体字)
English 英語
Filipino フィリピン語
Indonesia インドネシア語
ខ្មែរ ក្រមួល 語
한국어 韓国語
Mongolian モンゴル語
မြန်မာစာ ภาษာ ภาษာ ภาษာ
नेपाली नेपाल語
Portuguese ポルトガル語
español スペイン語
ไทย タイ語
Tiếng Việt ベトナム語
日本語



A2レベルでは、こんなことができます。

たんじゅん にちじょう しごと なか じょうほう ちよくせつ
単 純な日 常の仕事の中で、情 報の直 接のや
と ひつじょう みぢか わだい かつどう
り取りが必 要ならば、身 近な話題や活 動につい
はなしあ
て話 合いができる。
つうじょう かいわ つづ りかいりよく
通 常は会話を続 けてい だけの理 解力はないの
みぢか しゃごうてき と
だが、短 い社 交的なやり取りをす ることはでき
る。

現状・課題

条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を（年約30名）実施。

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受け入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施（アジア地域から**年2回60名の受け入れ**）（「第三国定住による難民の受け入れの実施について（令和元年閣議了解）」等

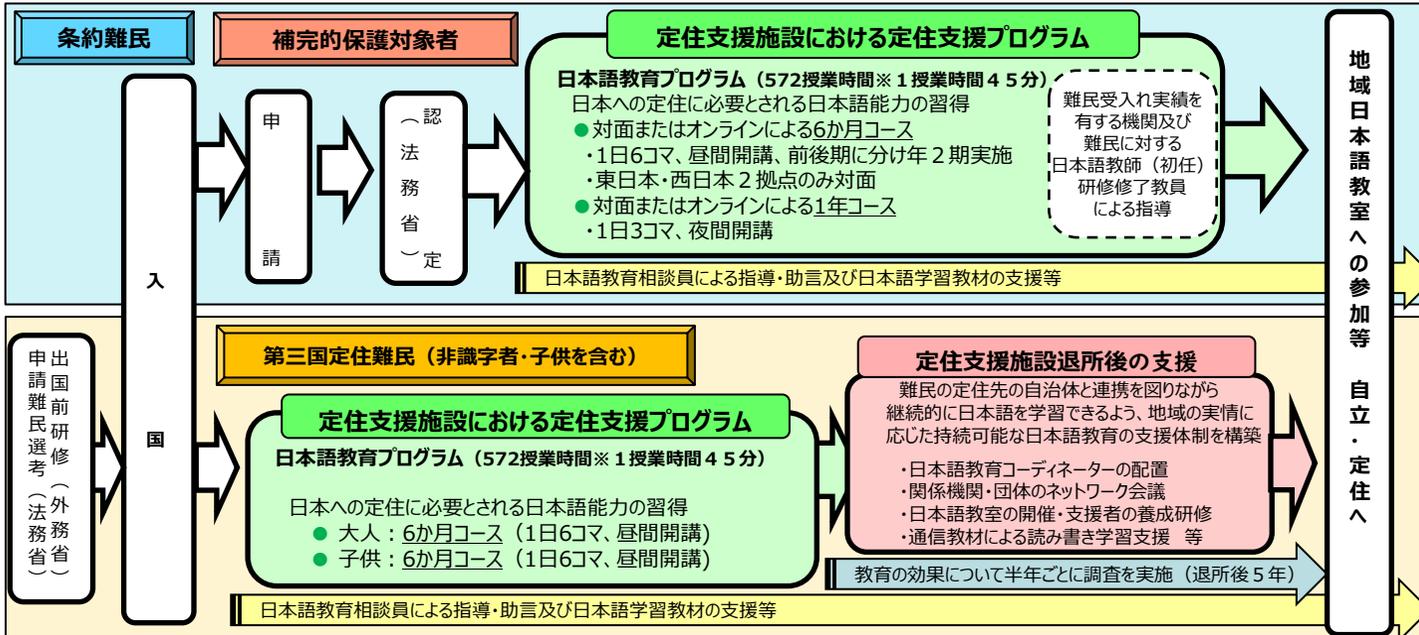
補完的保護対象者（※3）については、令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者（紛争等による避難民）を保護するため創設された。条約難民と同等の支援を行う。

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

（※3）**補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

事業内容



アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要とされる
B1相当までの日本語能力の習得

短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

長期アウトカム（成果目標）

共生社会への実現に寄与

目的

初めて日本語を学ぶ避難民の方々に対し、当面、①一時滞在施設において日本語教室、②地方自治体における日本語教育支援（地域日本語教室等）、③オンライン日本語教材の作成・公開を実施。また、地方自治体が日本語教育の支援を提供することが困難な避難民に対しては、④セーフティネットとしての日本語教育支援も含めた総合的な支援を行う。

事業

(1) 一時滞在施設における日本語教室(入管庁予備費)

- 1日4時間×週5日×2週間 / 対面指導
 - 1クラス定員10名程度 / 隔週開講
 - 授業時間はひとまず、一時滞在施設での想定滞在期間を考慮すると、40時間程度を想定
- ※マッチングが決まれば、想定する授業時間数にかかわらず、随時、受入れ地方自治体又は下記(4)による日本語教育に引き継ぐ。日本語教室は上限150時間(A1レベル)。



(2) 地方自治体における日本語教室(文化庁補助事業)

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(補助事業1/2(最大2/3))

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等 などを補助

(3) ICTを活用した日本語学習教材の提供(文化庁委託費)

- 「つながるひろがる にほんごでのくらし」ウクライナ語版提供
- 地域日本語教室や自学自習に活用

(4) 自治体による日本語教育支援の提供が困難な場合の対応(入管庁予備費)

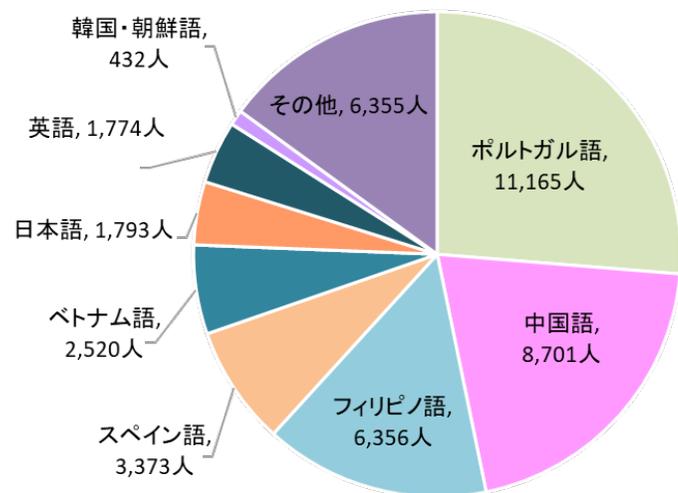
ウクライナからの避難民を受け入れた地方自治体において、地域において日本語教育の機会を提供することが困難であり、地方自治体から依頼があった場合、セーフティネットとして難民等受け入れ実績のある民間団体との連携によるICTを活用した日本語教育支援(上限150時間(A1レベル))



- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.8倍増(令和3年度に5.8万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、不就学の可能性のある外国人の子供の数は、令和4年度調査では、**約8千人**。前回の令和3年度調査(約1万人)から減少しているもの、**いまだ多くの外国人の子供が不就学状況にある可能性があることは引き続き大きな課題**。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

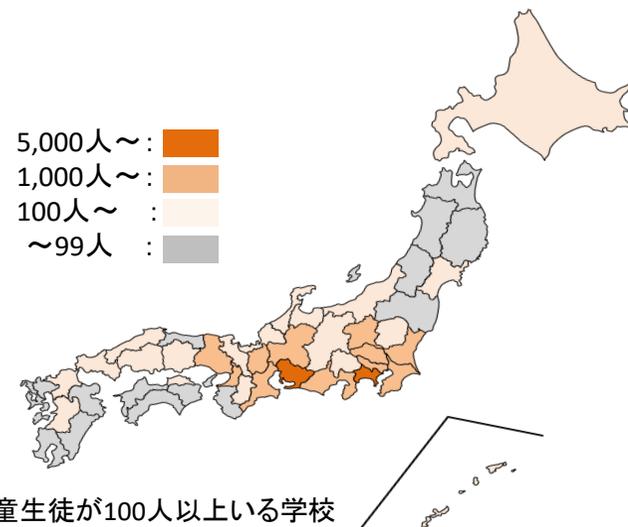
多様化の進展(外国人児童生徒の母語)

公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数(総数: 42,469人)



集住・散在化(学校への在籍状況)

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする



帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和6年度要求・要望額 1,171百万円
 (前年度予算額 1,139百万円)



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人（約10年間で1.8倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
 特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約7割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千人



⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠

事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (事業期間：H25～)

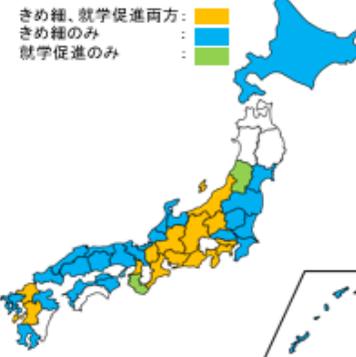
予算額 : 1,071百万円 (1,039百万円)
 補助対象 : 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助
 補助率 : 1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

(参考) 令和5年度補助実績

【きめ細事業実施】	【就学事業実施】
30 都道府県	2 県
18 指定都市	5 指定都市
24 中核市	4 中核市
98 市区町村	21 市区町村



<関連する政府方針(抄)>

- ・海外企業・研究機関の国内誘致が進む地域での高度外国人材の受入環境を一層充実させるため、外国人の子弟を受け入れる学校等での教育環境の整備に取り組む。「成長戦略フォローアップ」(R5.6.16閣議決定)
- ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R5.6.9関係閣僚会議決定)
- ・外国人との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、(略)関係省庁の連携により、(略)外国人児童生徒等の就学促進等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2023」(R5.6.16閣議決定)

II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間：H27～)

予算額 : 100百万円 (100百万円)
 補助対象 : 都道府県・市区町村
 補助率 : 1/3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

アウトプット (活動目標)

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加 (I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加 (II. 外国人の子供の就学促進事業)

短期アウトカム (成果目標)

- 初期 (令和6年頃)
- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
 - 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム (成果目標)

- 中期 (令和8年頃)
- きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
 - 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム (成果目標)

- 長期 (令和10年頃)
- 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
 - 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
 - 全国の高校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
 - 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

担当：総合教育政策局国際教育課

高等学校等における日本語指導の制度化について

- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H22：2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。**

➡ **令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を開始した。**

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択 教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	---------------	----------------	-------------------------	----------

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none">日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度化（義務教育段階：平成26年度～、高等学校段階：令和5年度～）。義務標準法に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置）「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等を推進高等学校「特別の教育課程」の制度周知及び資料作成（令和5年度）
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none">(独)教職員支援機構における「指導者養成研修」の実施外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデルプログラム」の開発（令和元年度）外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣（令和元年度～）「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画を制作し、文科省HPにおいて公開日本語能力評価方法の研究（令和4年度）及び改善のための調査研究の実施（令和5年度）児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究（令和5年度）高等学校における日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料の開発（令和3年度～令和4年度）
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none">「外国人の子供の就学促進事業」により、就学状況・進学状況の調査等を実施する自治体を支援外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月）日本語教育推進法の基本方針に基づき、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を発出(令和2年7月)。学齢簿の編製にあたり外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進外国人の子供・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を制作し、文科省HPにおいて公開夜間中学の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none">「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポートに資する取組、放課後や学校内外での居場所づくりに資する取組等を推進上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none">異文化理解・多文化共生の考え方にに基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て調査研究を実施（令和2年度～令和4年度）日本の幼稚園について7言語で説明している「幼稚園の就園ガイド」及び「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和5年6月9日改訂）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）
- 中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

留学生就職促進プログラム

令和6年度要求・要望額： 95百万円
 (前年度予算額： 95百万円)



文部科学省

● 背景・課題

- ✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で54.9%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題としては、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の2点が考えられる。
 - ・ **一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）**
 - ・ **日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解** の必要性
- ✓ 「対日直接投資促進戦略（令和3年6月）」、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月）」での設定目標
 - ➡ **2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%を目指す。**
- ✓ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月）」、「教育振興基本計画（令和5年6月）」等での設定目標
 - ➡ **（2033年までに）外国人留学生の国内就職率を6割（国内進学者を除く）に引き上げる。**

取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「**ビジネス日本語**」、「**キャリア教育（日本企業論等）**」、「**中長期インターンシップ**」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

- 外国人留学生の受け入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
- インターンシップ受け入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受け入れの好事例や高度外国人材の活躍促進に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合

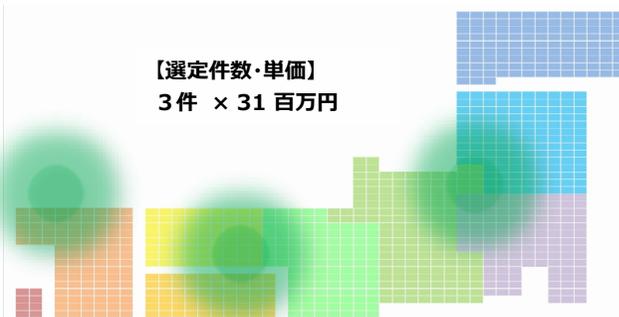


(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」

取組イメージ



【選定件数・単価】
3件 × 31 百万円



法務省関係資料

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

3 重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科省】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《57》
- 留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施【文科省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実に推進【文科省】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務省】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務省】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務省】《86》

4 推進体制

- ◆ 計画期間は令和8年度(2026年度)まで
- ◆ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- ◆ 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

5 令和5年度見直し点等

有識者からの主な指摘事項

- 毎年実行する施策について、線表が一本線となっており、どのような実態になっているのかが分からない。
- (KPI指標を)アウトプット指標、あるいはアウトカム指標にすると政策効果がより分かりやすくなる。
- KPI指標の数値は、経年変化が分かることが重要であるため、ロードマップを決定する前の数値との比較を示してほしい。
- 新規に行う施策についてはKPI指標の設定が難しいことは分かるが、KPI指標を掲げる以上は、明確にしていく必要がある。
- その他、個別施策に対する指摘事項

主な見直し

工程表見直し 70件

KPI指標見直し 28件

新規・施策内容の見直し 13件

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成29年（2017年）11月1日） ⇒ 令和4年（2022年）11月1日目途

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号） 附則
(検討)

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成31年（2019年）4月1日） ⇒ 令和3年（2021年）4月1日経過



有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論 点

制度目的と実態を踏まえた制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の向上に向けた取組

現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセスが不透明

原則不可

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出機関が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

新たな制度

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

- ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- ・ 悪質な送出機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）抜粋

Ⅱ 施策

4 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

(2) 具体的施策.

イ 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

技能実習制度及び特定技能制度は、法律に基づく検討の時期に差し掛かっていることから、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、令和4年（2022年）12月から、両制度の在り方について議論が重ねられ、令和5年（2023年）5月11日、議論を取りまとめた中間報告書が関係閣僚会議に提出された。中間報告書では、深刻な人手不足状況を踏まえ、外国人との共生を実現する社会の姿を念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として適正な受入れを図ることにより、外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力のある社会を実現するとともに、深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする観点から、両制度が直面する様々な課題を解決した上で国際的にも理解が得られるものとなるよう検討の方向性が示されている。

両制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすいものとするとともに、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、法務省及び厚生労働省は、中間報告書を踏まえ、その他の制度所管省庁及び分野所管省庁と連携し、以下のとおり検討することとし、さらに今後、有識者会議において取りまとめられる予定の最終報告書等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

・ 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方について

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、制度を見直して適正化を図った上で新たな制度との調和を図りつつ、引き続き活用していく方向で検討する。

・ 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）について

外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討する。

・ 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）について

新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等の在り方は、例えば労使団体などの様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど透明性や予見可能性を高める方向で検討する。

・ 転籍の在り方について

新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する方向で検討する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点に留意する。

・ 管理監督や支援体制の在り方について

人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、優良な団体等のみが認められるようにするため、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える方向で検討する。

外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する方向で検討する。

過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の排除や送出機関の適正化に向けて、新たな制度においても、相手国との間で実効的な二国間取決め(MOC)を作成するなど、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組を強化する方向で検討する。

・ 外国人の日本語能力の向上に向けた取組について就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討する。

[法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省]《施策番号137》

○経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)抜粋

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(5) インバウンド戦略の展開

(技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討)

技能実習制度及び特定技能制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすいものとするとともに、人権侵害等の防止・是正等を図り、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における中間報告書を踏まえ、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用していくなどの方向で検討することとし(※)、さらに今後の有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

※あわせて、以下の方向で検討する。

- ① 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築:外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させるようにする。
- ② 受入れ見込数の設定等の在り方:新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等については、透明性や予見可能性を高める。
- ③ 転籍の在り方:新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点に留意する。
- ④ 管理監督や支援体制の在り方:監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要であるが、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える。外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する。過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の排除、送出機関の適正化に向けて、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組の強化等、更なる対応を行う。
- ⑤ 外国人の日本語能力向上に向けた取組:就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組み(「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)」において創設予定の日本語教育機関の認定及び認定日本語教育機関の教員の資格の活用方策を含む。)を設ける。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)抜粋

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(7) 多様性の尊重と格差の是正

⑥外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。

外務省関係資料

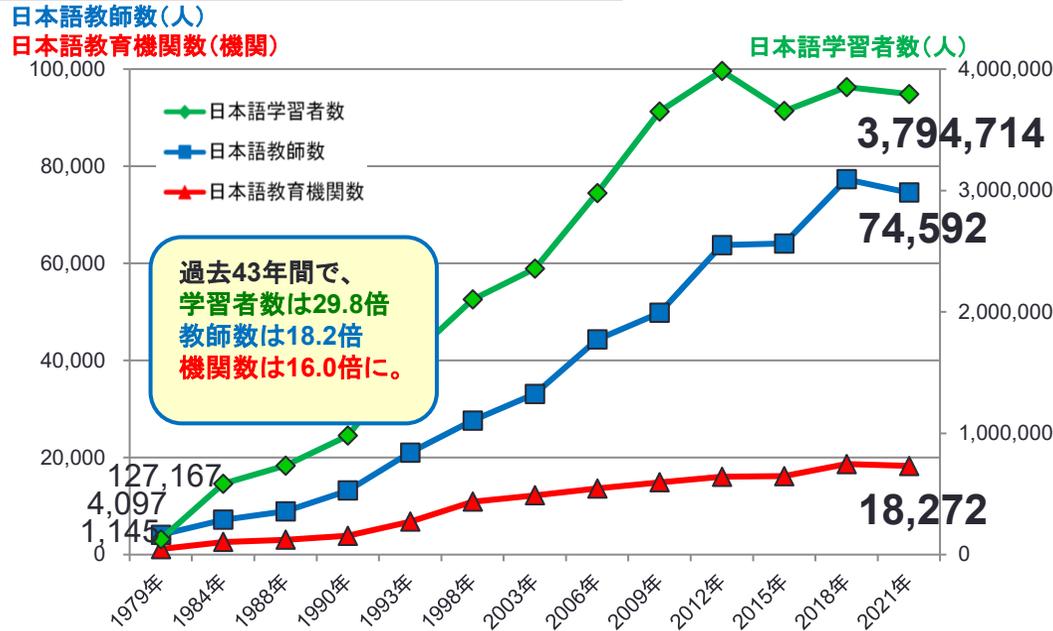
国際交流基金の 海外日本語教育事業概要



令和5年8月

1. 海外の日本語教育の現状 ~2021年度 海外日本語教育機関調査結果①~

日本語学習者/教師/教育機関数の推移

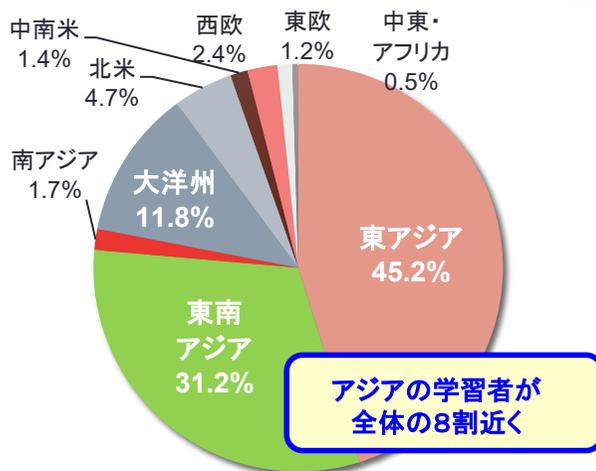


学習者数上位10か国・地域

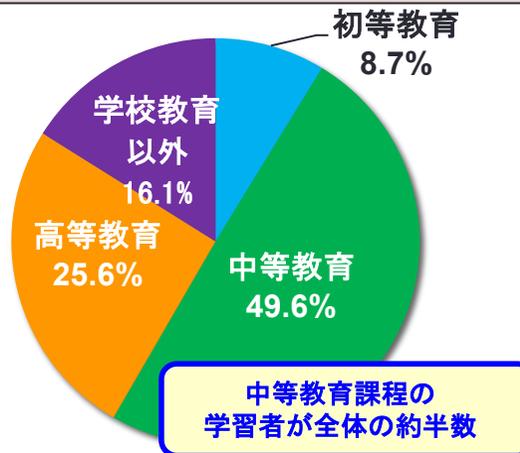
2018年度 順位	2021年度 順位	国・地域名	2021年度 学習者数(人)	増減数 (人)
1	1	中国	1,057,318	+52,693
2	2	インドネシア	711,732	+2,253
3	3	韓国	470,334	△ 61,177
4	4	オーストラリア	415,348	+10,173
5	5	タイ	183,957	△ 1,005
6	6	ベトナム	169,582	△ 4,939
8	7	米国	161,402	△ 5,503
7	8	台湾	143,632	△ 26,527
9	9	フィリピン	44,457	△ 7,073
10	10	マレーシア	38,129	△ 1,118

※2018年度調査結果との比較

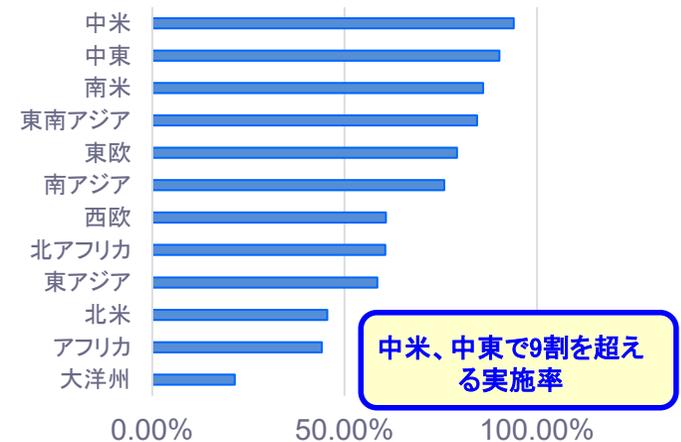
地域別学習者数の割合(計379万人)



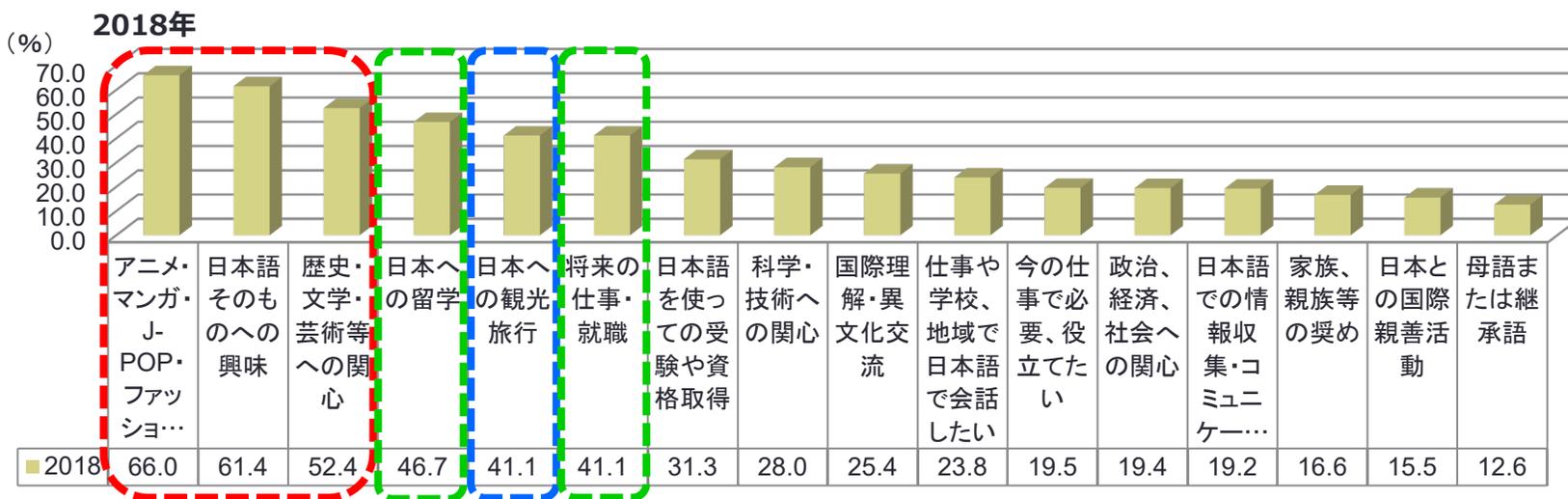
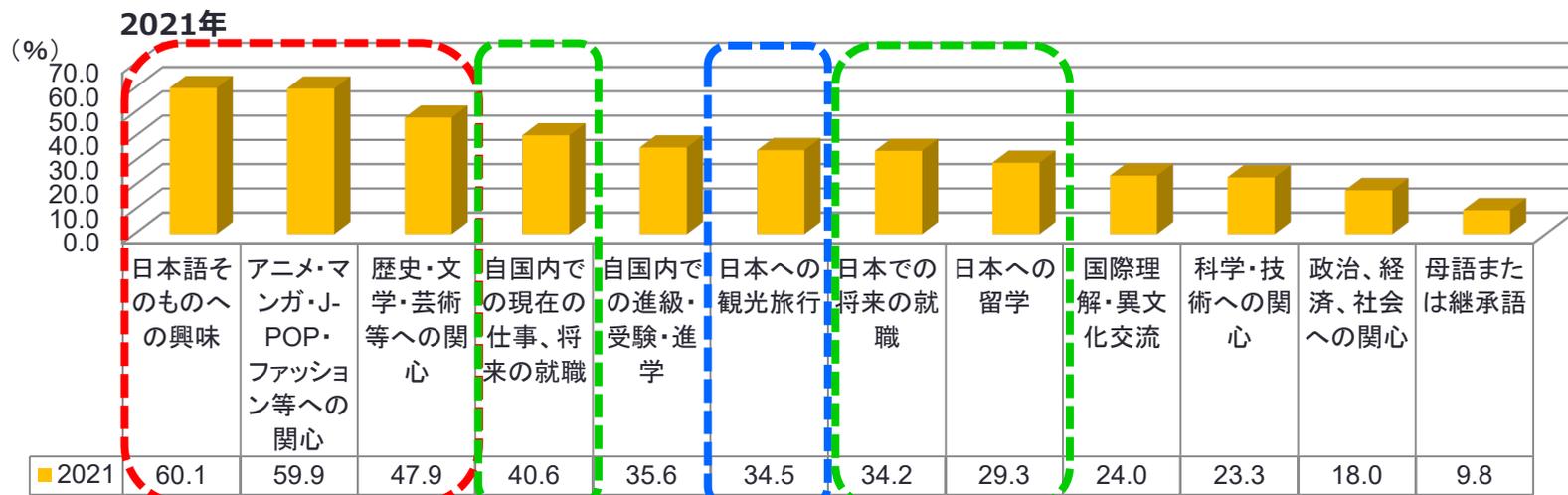
教育段階別学習者数の割合(計379万人)



地域別オンライン学習実施率



日本語学習の目的・理由(複数回答)



2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策①

①海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和4年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。

【長期派遣ポスト数: 41か国・地域118ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP): 12人】



2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、

現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数: 16,250人(オンライン研修を含む)】



3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。

【さくらネットワークメンバー数: 102か国・地域357機関、助成実施件数: 63か国・地域348件】



4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。子どもを対象とした日本語教育支援 【海外事務所の主催等事業実施件数: 289件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数: 57人】



5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。

【EPA研修参加者数: 1,092人(継続521人 新規 571人)】



6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。

(当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中)



2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策②

②日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供

※【】内は令和4年度の実績

7.日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数:61か国で75,048部。累計販売部数:約59万部】（※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。）

②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろどり 生活の日本語』を制作【国内外から約122万のアクセス数、約298万のページビュー数】



「入門」～「中級2」まで全巻販売中

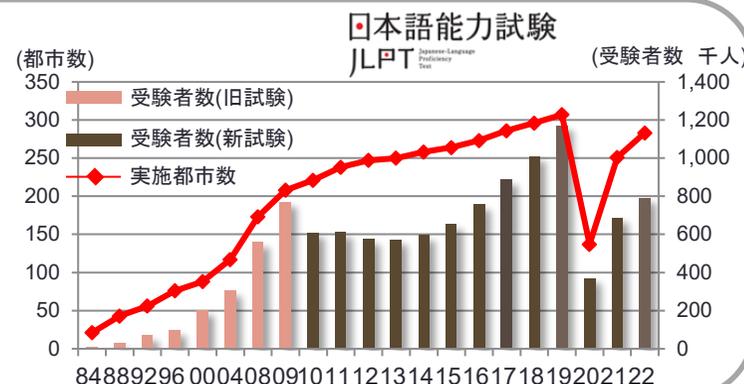
8.日本語能力評価のための試験の実施

①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。

【海外の88か国/地域236都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者787,954人】

②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)を実施。

【海外11か国19都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数46,632人】



9.オンライン日本語学習プラットフォームの運営

インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供。

【①「みなと」や②「いろどり」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。受講者数:①143,058人、②14,433人。モバイル端末向けに①ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや②初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は①約148万件、②約7.6万件】



日本語をいつでも、どこでも学べます

10.海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査・公開。

【2021年度海外日本語教育機関調査結果の報告書を公開】



外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書(MOC)署名国における実施を推進する。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和4年6月14日「同(令和4年度改訂)」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和4年度末までに、海外11か国(※)と日本でテストを実施。また試験開始から令和5年3月までの累計で102,781名が受験、42,666名が合格。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため生活日本語コーディネーターを派遣し、現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いろいろ 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編、同年11月に入門編を公開。各国語版を順次公開中(令和4年度末現在、日英版のほか16言語)。生活日本語コーディネーター8名を派遣(令和4年度)。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	令和元年度から引き続き日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施。また、日本語国際センターでの教師研修を対面ないしオンラインで実施。
④現地日本語教育活動の強化支援	海外での調達が困難な教材購入助成等の現地教育機関に対する支援を実施。	令和元年10月以降、MOC署名国及び中国のうち、令和4年度時点で、アジア9か国※において助成支援を実施。

※MOC署名国16か国(比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス、キルギス)及び中国のうち、JFT-Basicは中国、越、パキスタン、マレーシア、ラオス及びキルギスを除く11か国で実施。助成は中国、スリランカ、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、マレーシア、ラオス及びキルギスを除く9か国で実施。

日本語パートナーズ派遣事業

- ▶ 2014年度から、シニア・学生等の人材を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに派遣。
- ▶ 各国の高校などで現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援する。
- ▶ 派遣先校の生徒や地域の人たちと日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- ▶ 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、得られた体験を日本に発信する。

国・地域	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計
インドネシア	48	74	156	165	167	168	0	30	83	891
タイ	29	52	99	114	128	127	0	45	73	667
ベトナム	10	12	41	76	85	49	0	14	27	314
マレーシア	8	20	38	38	42	64	0	18	20	248
フィリピン	5	9	10	15	14	14	0	0	14	81
ミャンマー	-	1	5	4	6	18	0	0	-	34
ラオス	-	-	1	8	3	4	0	0	10	26
カンボジア	-	-	2	6	7	1	0	1	1	18
シンガポール	-	1	1	1	1	1	-	-	-	5
ブルネイ	-	1	1	1	1	1	-	-	-	5
中国	-	-	5	86	93	32	0	2	2	220
台湾	-	-	5	77	88	36	0	13	49	268
派遣人数合計	100	170	364	591	635	515	0	123	279	2,777



教室でのパートナーズの活動の様子

こどもを対象とした日本語教育支援・継承日本語教育の取り組み

初等教育における日本語教育の実施支援

【R5年度主要事業計画】

- ・初等教育オンライン教材開発(豪州)
- ・初等教育第1外国語教科書作成協力、教師研修、コンサルティング(ベトナム)
- ・日本語クラブ(課外活動)等実施のための教師向けセミナー(英国)
- ・エジプト日本学校(公立小学校)における日本語教育支援計画(エジプト)

海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

▶「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効率的に推進するための基本的な方針」(R2年6月閣議決定)に記された「海外に在留する邦人の子等」に対する日本語教育についてJFが実態の把握と必要な支援を実施

- ▶ 各国・地域の関係団体と連携し、そのイニシアティブを尊重しつつ、国・地域を超えたネットワーク構築や協働の取組みを推進
⇒ 海外事務所との共催、助成による支援
- ▶ 出張や訪日事業の実施を通じ今後の事業計画につながる状況調査を実施
⇒ 求められる情報の発信・共有・コンテンツ開発へ

【R5年度主要事業計画】

- ・国際繫生語大会2023の共催支援(豪州)
- ・日本につながる子どもの日本語教育関係者ミーティング
(日本語国際センター、12月実施)
- ・各国プラットフォーム運営・運営支援(韓国、豪州、カナダ、米国、ドイツ等)
- ・JFウェブサイトの特設ページへの情報の集約・発信
- ・補習授業校実態調査(文部科学省・外務省協力、全世界)
- ・オンラインも活用したセミナー実施(カナダ、米国、メキシコ、ブラジル、スペイン)

＜参考＞令和4年度までの事業実績

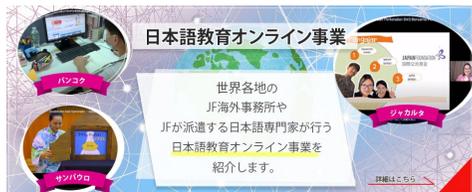
- ・海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育実態調査
韓国、豪州、米国、ドイツ、メキシコ、ブラジル、スペイン等
- ・本部主催オンライン・セミナーの実施(BMCNと共催)
- ・NHK幼児番組DVDの継承日本語教育関係機関への配付
- ・児童書の継承日本語教育関係機関への貸与



米国プラットフォーム

日本語教育オンライン事業

配信中のオンライン事業



コロナ禍で対面事業が難しくなった中で、世界各国の状況に応じて、国際交流基金の海外事務所や日本語専門家がオンラインで、学習者用イベントや教師用セミナー・シンポジウムを実施したり、各国別の教材を作成しています。これらはアフターコロナにおいても有益なものであるため、オンラインで配信しています。

<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/online/index.html>

丸山駐ミャンマー日本国大使と学生との意見交換 (ミャンマー)



中東・北アフリカ日本語教育シンポジウム (エジプト)



オンライン教材サイト「Classroom Resources」 (オーストラリア)



対象者別

学習者対象	50
教師対象	109
合計 (件)	159

制作国別

オーストラリア	39
インドネシア	31
ブラジル	15
ハンガリー	14
タイ、エジプト	各10
ドイツ	8
カナダ	7
米国	6
日本、メキシコ、英国	各3
ミャンマー、インド、マレーシア	各2
イタリア、フランス、スペイン、ロシア	各1
合計 (件)	159

(2023年3月現在)

人道的配慮に基づく事業

ウクライナ語版教材の緊急制作等

- ・ 『いろどり 生活の日本語』 入門
- ・ NHKワールドJAPAN 「やさしい日本語」 (国際交流基金監修)
- ・ 元ウクライナ派遣専門家による日本語指導に関するアドバイス

<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/uk/index.html>



国際交流基金の海外日本語教育支援 海外派遣プログラムの応募資格

プログラム	年齢	学歴	日本語教育 学習歴	日本語 教授経験	派遣期間	派遣国・地域
日本語パートナーズ	20-69歳	派遣国・地域により 異なる	不問	不問	1年未満	A S E A N 等
米国若手日本語教員 (J-LEAP)	35歳未満	大卒以上	(a), (b), (c)のい れか ※1	望ましい ※2	通常2年	米国
EPA日本語講師	—	大卒以上	(a), (b), (c)のい れか ※1	望ましい ※2	約7か月	インドネシア フィリピン
日本語指導助手	—	大卒以上	(a), (b), (c)のい れか ※1	望ましい ※2	通常2年	海外 (募集年により国 は異なる)
日本語専門家	—	日本語教育及び周辺 領域において修士号 以上	日本語教育及び周辺 領域において修士号 以上	2年以上	通常2年 (最長2年の延長 の可能性あり)	海外 (募集年により国 は異なる)
日本語上級専門家	—	日本語教育及び周辺 領域において修士号 以上	日本語教育及び周辺 領域において修士号 以上	10年以上	通常2年 (最長2年の延長 の可能性あり)	海外 (募集年により国 は異なる)

※1: (a)大学で日本語教育を主専攻/副専攻として修了した者、(b)日本語教育能力検定試験に合格した者、(c)日本語教師養成講座420単位時間以上を修了した者

※2: 日本語教授経験については不問ながら、ティーチングアシスタントやチューターも含め経験があることが望ましい。

(参考) 国際交流基金ウェブサイト「世界で日本語を教えよう！」https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/teacher/teacher_top.html

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外日本語教師研修

(独立行政法人国際交流基金 第5期中期計画より)

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

ア 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、引き続き日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。



日本語専門家は41か国・地域118ポスト(令和4年度)

厚生労働省関係資料

外国人就労・定着支援事業

令和6年度概算要求額 5.7億円 (5.8億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

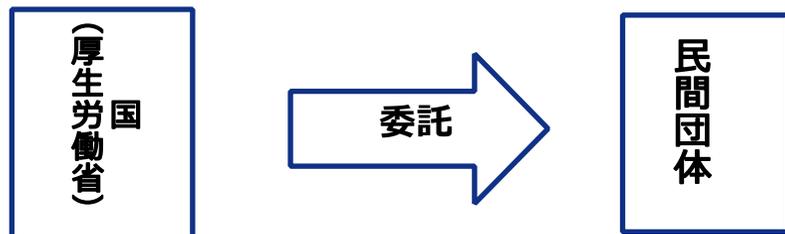
2 事業の概要・スキーム

●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。
- 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。
- 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。
- 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム



3 実施主体等

対象者	● 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等
研修内容	● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は 100時間 に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定
修了者に対する就労・定着支援	● 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためのコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国 120地域 285コース 、受講者 5,700名 規模で実施 [参考] 令和4年度実績 実施地域数 … 110地域 実施コース数 … 280コース 受講者数 … 3,358名

技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

令和6年度要求額 外国人技能実習機構交付金67億円の内数

1 事業の目的

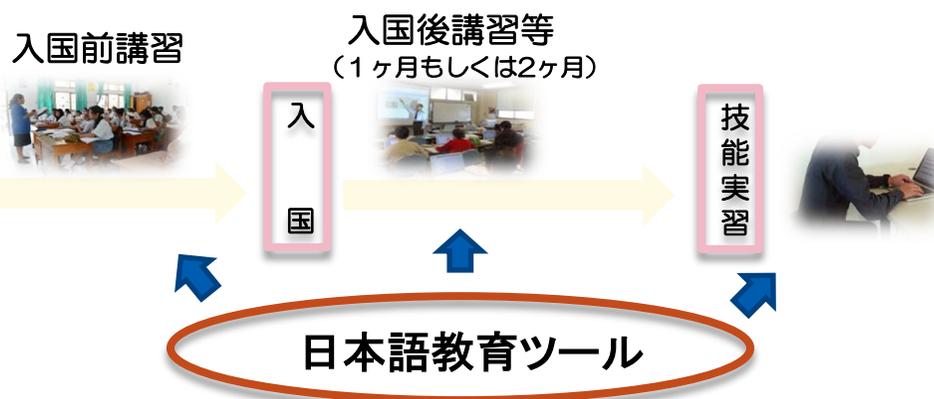
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、令和元年度から、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。

2 事業の概要・実施主体

(1) 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討

(2) 日本語教育ツールの開発・提供
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office work ではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構HPで教材を提供（テキスト教材、スマートフォン用アプリ教材）

(3) 実施主体：外国人技能実習機構



3 事業実績

8言語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）について教材を開発、提供

- ◆テキスト教材6職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係*）
- ◆アプリ教材5職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係*）

* 令和5年度開発中の職種

介護の日本語学習支援等事業

令和6年度概算要求額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 509億円の内数（396億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護の日本語WEBコンテンツの運用等

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの運用・機能追加等を行う。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成等

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材の作成・改訂を行う。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- 自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催【新規】

- 外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



特定技能評価試験 学習テキスト



介護の日本語 テキスト



外国人のための 介護福祉士国家 試験一問一答



外国人のための 介護福祉専門 用語集



経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師候補者学習支援事業

令和6年度要求額:1.0億円(1.0億円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等

(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

令和6年度要求額:医療提供体制推進事業費補助金 267億円の内数
(医療提供体制推進事業費補助金 251億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、

i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県 (間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)

(対象経費) 報償費等

(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設

(補助率) 定額

E P A 介護福祉士候補者等への学習支援等について

- 外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。
- また、外国人介護福祉士候補者の介護福祉士国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者に対する母国での再チャレンジ支援を行う。

	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業)	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○候補者の学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費 ・日本語学校の授業料や通学等に要する経費 ・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費 ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費 ○研修担当者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・受入施設の研修担当者の活動に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施 ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導 ・資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援 など
実施主体	都道府県	民間団体(公募)

【候補者の年度別受入れ人数(直近5か年分)】

年度	EPA介護福祉士候補者の年度別受入れ人数			
	インドネシア	フィリピン	ベトナム	計
平成30年度	298人	282人	193人	773人
令和元年度	300人	285人	176人	761人
令和2年度	274人	269人	193人	736人
令和3年度	263人	226人	166人	655人
令和4年度	271人	218人	131人	620人

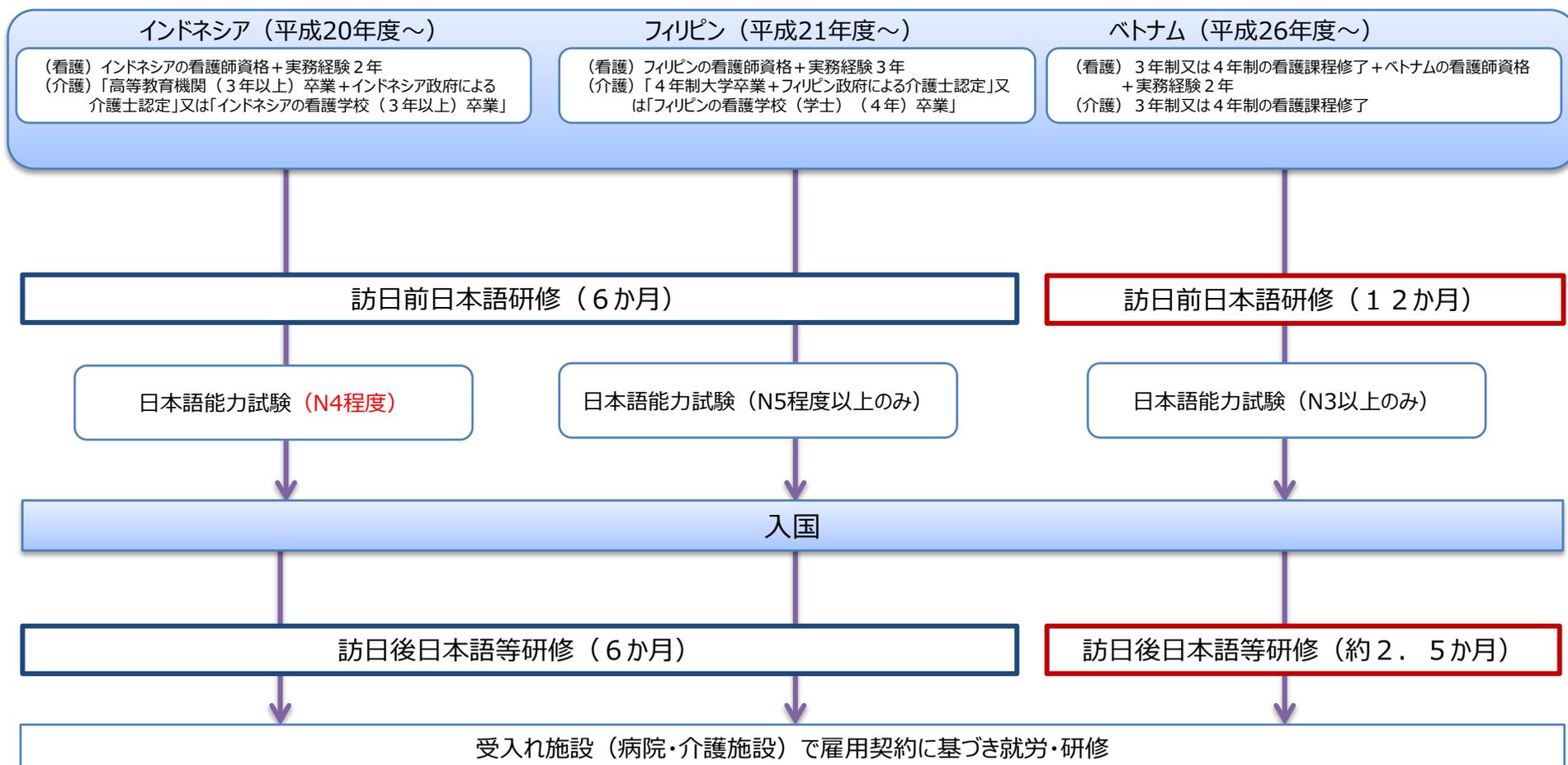
【令和6年度概算要求額】 ※()内は前年度当初予算額

- 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・地域医療介護総合確保基金137億円の内数(137億円の内数)
- 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
509億円の内数(396億円の内数)
- 外国人介護福祉士候補者学習支援事業
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
128,000千円(127,064千円)

經濟産業省關係資料

看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

- 経済連携協定（EPA：国際約束）に基づき、公的な枠組みで特例的に看護師・介護福祉士候補者を受入れ。
- 本事業は、**看護師候補者、介護福祉士候補者を日本に受入れ**、日常生活や病院・介護施設における日本語コミュニケーション能力を習得することを目的として、**日本語研修等を外務省、経産省が連携して実施している**。
- 約9割が研修終了時に必要とされる日本語能力（日本語能力検定N3程度）に到達。



経済産業省補助事業（AOTS実施）における日本語研修

事業名：技術協力活用型・新興国市場開拓事業（ODA）/アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業

概要：受入企業での実地研修に先立ち、研修センターに合宿して集団で行われる導入研修

対象者：海外の日系企業等の管理者・技術者

特長：

- ✓「話す・聞く」を重視した短期速習の日本語研修を研修センターで合宿形式で実施。
- ✓日本社会や企業文化を理解するための講義や企業見学も実施。

一般研修の全体像



一般研修

日本語研修	6週間コースまたは13週間コース
セミナー	ビジネスマナー 生活マナー 日本企業文化
体験学習	産業施設見学 フィールドワーク 研修旅行
研修サポート	学習相談 地域との交流 病院引率等

研修形態・特長

- ✓ AOTS研修センターにおける合宿型の対面・集合研修
- ✓ 研修生の能力レベルに合わせた教材（「みんなの日本語初級I、II」「新日本語の中級」等）と独自の研修システムで研修
- ✓ 研修現場において口頭で円滑なコミュニケーションがとれることを最優先にした日本語教育

日本語研修の期間・時間

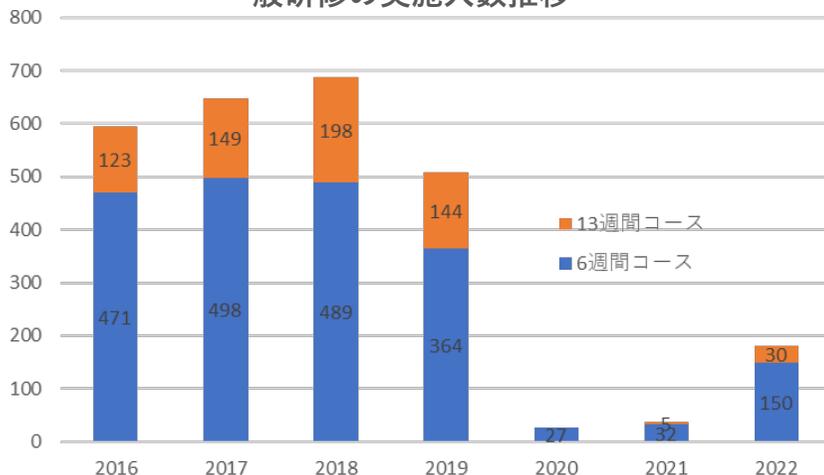
- [13週間コース] 日本語：約120単位 360時間
- [6週間コース] 日本語：約50単位 150時間

日本語研修内容

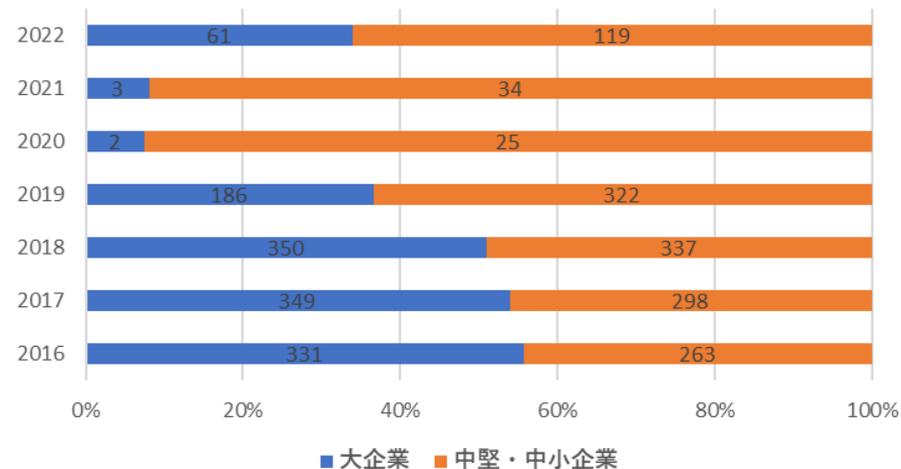
13週間コース (J13W)	実地研修や日本での生活に役立つ日本語能力の習得を目標に約1,400の語彙、150の文型、仮名、漢字300字程度を学習します。
6週間コース (J6W)	簡単な日常会話能力の習得を目標に約800の基本語彙、75の基本文型、仮名、漢字100文字程度を学習します。

2020年から2022年は渡航制限の影響で実施人数が減少。2023年からは回復基調。
 研修利用企業の多くが製造業であり、アジア地域からの研修生が大半を占める。

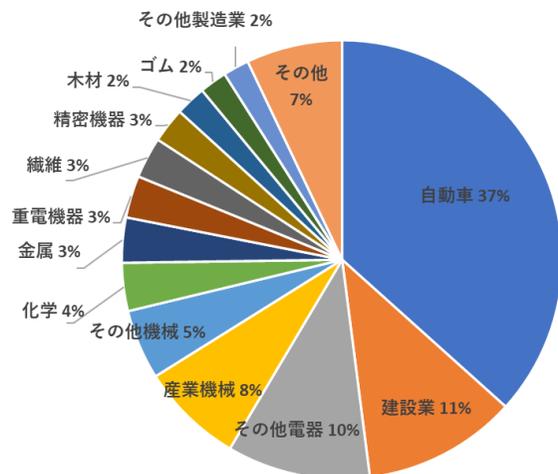
一般研修の実施人数推移



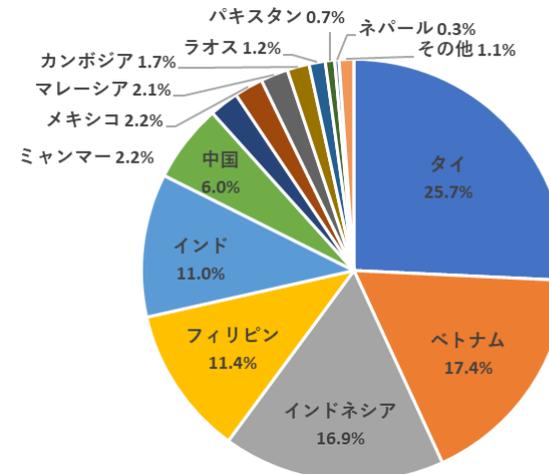
企業規模別人数割合



業種別人数割合（2016-2022）



国別人数割合（2016-2022）



【日本語教育機関認定法の執行体制について（イメージ）】

以下の業務を遂行するために十分な体制が確保できるよう、内閣人事局に対して要求

総合教育政策局日本語教育課長
(仮称)

- ・登録日本語教員の試験・研修・養成
- ・登録日本語教員の登録・管理
- ・登録日本語教員のキャリア形成等
- ・認定日本語教育機関制度の活用についての関係省庁との連携
- ・地域における日本語教育の推進

日本語教育機関室長
(仮称)

- ・認定日本語教育機関の認定
- ・認定日本語教育機関に対する指導・助言等